

吸収合併に係る事後開示書類

(会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に定める書面)

2022年10月14日

株式会社小松製作所

2022年10月14日

吸収合併に係る事後開示事項

東京都港区赤坂二丁目3番6号
株式会社小松製作所
代表取締役社長 小川 啓之



当社は、2022年2月14日付でコマツキャブテック株式会社（本店所在地：滋賀県蒲生郡竜王町大字薬師1166番地。以下、「コマツキャブテック」といいます。）との間で締結した合併契約に基づき、2022年10月1日を効力発生日として、コマツキャブテックの権利義務の全部を承継して存続し、コマツキャブテックは解散する吸収合併（以下、「本件吸収合併」といいます。）を行いました。

会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条の規定により、当社本店に備え置くこととされる事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2022年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

- 当社は、コマツキャブテックの発行済株式の全てを所有していたため、コマツキャブテックにおける、会社法第784条の2の規定に基づく株主からの本件吸収合併をやることの請求について、該当事項はありません。
- 当社は、コマツキャブテックの発行済株式の全てを所有していたため、コマツキャブテックにおける、会社法第785条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求権、および会社法第785条第3項の規定に基づく株主に対する、本件吸収合併を行う旨ならびに吸収合併存続会社の商号および住所の通知については、該当事項はありません。
- コマツキャブテックは、新株予約権および新株予約権付社債を発行していないので、会社法第787条に定める手続は行っておりません。
- また、コマツキャブテックは、債権者に対し、会社法第789条第2項および同条第3項の規定により、本件吸収合併に異議があれば一定の期間内にこれを申し出るよう、2022年8月9日付の官報および日刊工業新聞に掲載する方法により公告いたしました。異議申述期限日である2022年9月9日までに異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、第797条および第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

- 本件吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、会社法第796条の2に基づいて、本件吸収合併をやめることを請求することはできません。
- 本件吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、会社法第797条第1項の規定による株式の買取請求をすることはできません。なお、当社は、会社法第797条第3項および同条第4項の規定により、当社の株主に対し、本件吸収合併を行う旨ならびに吸収合併消滅会社の商号および住所を、2022年8月9日付電子公告により公告いたしました。が、いずれの株主からも本件吸収合併に反対する旨の申し出はなされませんでした。
- 当社は、債権者に対し、会社法第799条第2項および同条第3項の規定により本件吸収合併に異議があれば一定の期間内にこれを申し出るよう、2022年8月9日付の官報に掲載する方法および電子公告により公告いたしました。が、異議申述期限日である2022年9月9日までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本件吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本件吸収合併の効力発生日である2022年10月1日をもって、コマツキャブテックよりその資産、負債および権利義務の一切を承継いたしました。当社がコマツキャブテックから承継した資産の額は77億円、負債の額は42億円（いずれも暫定額）です。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規則第200条第5号）

会社法第782条第1項の規定によりコマツキャブテックが備え置いた書面は別添のとおりです。

6. 本件吸収合併に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

2022年10月3日付で本件吸収合併による変更登記申請を行いました。

7. 上記のほか本件吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

該当事項はありません。なお、本件吸収合併による当社の資本金、資本準備金および利益準備金の増加はありません。

以上

吸収合併消滅会社の事前備置書類

吸収合併に係る事前開示書類

(会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に定める書面)



2022年8月8日

コマツキャブテック株式会社

2022年8月8日

吸収合併に係る事前開示事項

滋賀県蒲生郡竜王町大字莪師1166番地

コマツキャブテック株式会社

代表取締役社長 仲泉 達也 印



当社は、2022年2月14日付で株式会社小松製作所（本店所在地：東京都港区赤坂二丁目3番6号。以下、「コマツ」といいます。）との間で締結した合併契約に基づき、2022年10月1日を効力発生日として、コマツは当社の権利義務の全部を承継して存続し、当社は解散する吸収合併（以下、「本件吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。

会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条の規定により、当社本店に備え置くこととされる吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項第1号）

本件吸収合併に係る合併契約書は、別添1のとおりです。

2. 合併対価の定めがないことの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号、第3項）

コマツは、当社の発行済株式の全てを所有しているため、本件吸収合併に際して、株式、金銭等対価の交付は行わないことといたしました。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号、第5項）

当社は新株予約権を発行しておりません。

4. 吸収合併存続会社に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号、第6項第1号）

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

コマツの最終事業年度（2021年4月1日～2022年3月31日）に係る計算書類等は、別添2のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

コマツにおいては、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じていません。

5. 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第182条第1項第4号、第6項第2号）

当社においては、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じていません。

6. 吸収合併の効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

当社およびコマツにおいては、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておらず、本件吸収合併の効力発生日以後における、コマツが当社から承継する債務について、履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

別添 1

吸 收 合 併 契 約 書

040001

平成 31 年 7 月 9 日

合併契約書

株式会社小松製作所（本店所在地：東京都港区赤坂二丁目3番6号。以下、「甲」という。）とコマツキャブテック株式会社（本店所在地：滋賀県瀬田郡竜王町大字葉師1166番地。以下、「乙」という。）とは、両会社の合併に関して、次のとおり契約を締結する。

第1条（存続会社と解散会社）

甲及び乙は、甲が存続し乙が解散する吸収合併を行う。

第2条（株主に対する株式等の交付）

乙は甲の完全子会社であるため、吸収合併に際して株式等の交付は行わない。

第3条（増加すべき資本金、準備金及び剰余金）

甲の合併により増加する資本金、準備金及び剰余金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額

合併により資本金は増加しないものとする。

(2) 資本準備金の額

合併により資本準備金は増加しないものとする。

(3) 利益剰余金の額

合併により利益剰余金は増加しないものとする。

第4条（簡易合併、略式合併）

甲は、会社法796条2項に定める簡易合併の規定により、乙は、会社法784条1項に定める略式合併の規定により、それぞれ本合併契約について株主総会の承認を得ないで合併する。

第5条（合併の効力発生日）

合併の効力発生日は、令和4年10月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第6条（会社財産の引継）

乙は、令和3年3月31日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第7条 (会社財産についての善管注意義務)

乙は、本契約締結後、効力発生日の前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、業務を執行し、かつ一切の財産管理をするものとし、その資産、負債及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲と協議するものとする。

第8条 (従業員の処遇)

甲は、効力発生日において、同日時点における乙の従業員を、甲の従業員として引き継ぐものとする。ただし、その細目については甲及び乙が協議して定める。

第9条 (合併条件の変更、合併契約の解除)

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産または経営状態に重要な変動を生じたときは、甲及び乙が協議のうえ合併にかかる条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条 (本契約の効力)

本契約は、効力発生日までに、本契約の履行について必要な、法令に基づく関係官庁等の承認や許認可等が得られなかった場合、及び、かかる履行について甲または乙において必要となる手続が完了しなかった場合は、その効力を失う。

第11条 (本契約規定以外の事項)

本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲及び乙が協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書1通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、甲がその原本を、乙がその写しを保有する。

令和4年2月14日

甲 東京都港区赤坂二丁目3番6号
株式会社小松製作所
代表取締役社長 小川 啓之



乙 滋賀県福生郡竜王町大字菜師1166番地
コマツキャブテック株式会社
代表取締役社長 坂東 誠



吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

第 1 5 3 期
連 結 計 算 書 類

自 2021年4月1日
至 2022年3月31日

連 結 貸 借 対 照 表

連 結 損 益 計 算 書

連 結 純 資 産 計 算 書

連 結 注 記 表

東京都港区赤坂二丁目3番6号

株式会社 小松製作所
代表取締役社長 小川啓之

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(金額単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産		流動負債	
現金及び現金同等物	315,360	短期債務	241,746
定期預金	1,310	長期債務－1年以内期限到来分	276,623
受取手形及び売掛金	954,580	支払手形及び買掛金	338,974
棚卸資産	988,011	未払法人税等	68,337
その他の流動資産	162,020	短期オペレーティングリース負債	16,981
流動資産合計	2,421,281	その他の流動負債	381,360
長期売上債権	501,868	流動負債合計	1,324,021
投資		固定負債	
関連会社に対する投資及び貸付金	45,913	長期債務	429,011
投資有価証券	8,377	退職給付債務	93,407
その他	3,493	長期オペレーティングリース負債	43,458
投資合計	57,783	繰延税金及びその他の負債	101,348
有形固定資産	819,749	固定負債合計	667,224
オペレーティングリース使用権資産	61,516	負債合計	1,991,245
営業権	187,615	純資産の部	
その他の無形固定資産	169,003	資本金	69,393
繰延税金及びその他の資産	128,707	資本剰余金	139,572
		利益剰余金	
		利益準備金	47,903
		その他の剰余金	1,902,501
		その他の包括利益(△損失)累計額	122,414
		自己株式	△49,272
		株主資本合計	2,232,511
		非支配持分	123,766
		純資産合計	2,356,277
資産合計	4,347,522	負債及び純資産合計	4,347,522

連結損益計算書

〔 自 2021 年 4 月 1 日
至 2022 年 3 月 31 日 〕

(金額単位：百万円)

売上高	2,802,323
売上原価	2,022,747
販売費及び一般管理費	464,040
長期性資産等の減損	1,372
その他の営業収益	2,851
営業利益	317,015
その他の収益(△費用)	
受取利息及び配当金	5,332
支払利息	△12,222
その他(純額)	14,443
合計	7,553
税引前当期純利益	324,568
法人税等	
当期分	100,233
繰延分	△7,655
合計	92,578
持分法投資損益調整前当期純利益	231,990
持分法投資損益	5,258
当期純利益	237,248
控除：非支配持分に帰属する当期純利益	12,321
当社株主に帰属する当期純利益	224,927

連結純資産計算書

〔 自 2021年4月1日
至 2022年3月31日 〕

(金額単位：百万円)

	資本金	資本 剰余金	利益剰余金		その他の 包括利益 (△損失) 累計額	自己株式	株主資本 合計	非支配 持分	純資産 合計
			利益 準備金	その他の 剰余金					
当期末残高	69,037	135,835	47,378	1,750,914	△42,012	△48,855	1,912,297	99,728	2,012,025
現金配当				△72,815			△72,815	△5,983	△78,798
利益準備金への振替			525	△525			-	-	-
持分変動及びその他		3,637			876		4,513	7,060	11,573
包括利益									
当期純利益				224,927			224,927	12,321	237,248
その他の包括利益(△損失)									
- 税控除後									
外貨換算調整勘定					154,929		154,929	10,218	165,147
年金債務調整勘定					10,119		10,119	50	10,169
未実現子バリュア評価増益					△1,498		△1,498	372	△1,126
当期包括利益							388,477	22,961	411,438
新株予約権の付与及び行使		△298					△298		△298
自己株式の購入等						△670	△670		△670
自己株式の売却等		46				253	299		299
譲渡制限付株式消滅	356	352					708		708
当期末残高	69,393	139,572	47,903	1,902,501	122,414	△49,272	2,232,511	123,766	2,356,277

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

- | | | |
|-----------------|------|---------------|
| (1) 連結子会社の数 | 213社 | (新規 5社、除外 4社) |
| (2) 持分法適用関連会社の数 | 42社 | (新規 0社、除外 0社) |

2. 重要な会計方針

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条の3第1項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下、「米国会計基準」）による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。ただし、同規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠して、米国会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しております。

(2) 棚卸資産の評価方法及び評価基準

棚卸資産の評価は低価法によっております。原価は、製品及び仕掛品については主として個別法、原材料及び貯蔵品については総平均法により算定しております。また、補給部品の取得原価については主として先入先出法により算定しております。

(3) 投資有価証券の評価方法及び評価基準

米国財務会計基準審議会会計基準編纂書（以下、「会計基準編纂書」）321「投資－持分証券」を適用しております。

持分証券 ----- 市場性がなく、容易に算定可能な公正価値がない持分証券のうち、1株当たり純資産価値で評価している持分証券以外について、減損による評価下げ後の取得価額にて測定しております。また、同一発行体の同一又は類似する投資に関する秩序ある取引における観測可能な価格の変動を識別した場合は、当該持分証券を観測可能な取引が発生した日の公正価値で測定しております。

(4) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却方法 ----- 定額法

無形固定資産の減価償却方法 ----- 定額法

ただし、会計基準編纂書350「営業権とその他の無形固定資産」に準拠し、営業権及び耐用年数が確定できないその他の無形固定資産については、償却を行わずに少なくとも毎年1回の減損テストを実施しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金 ----- 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、回収懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付債務 ----- 会計基準編纂書715「報酬－退職後給付」に準拠し、従業員の退職給付に備えるため、当期末における予測給付債務及び年金資産の公正価値に基づき計上しております。年金制度の積立状況、すなわち予測給付債務と年金資産の公正価値の差額を連結貸借対照表で認識しており、対応する調整をその他の包括利益累計額に計上しております。

過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間年数で定額償却しております。

年金数理計算上の純損失については、回廊（＝予測給付債務と年金資産の公正価値のいずれか大きい方の10%）を超える部分について、その発生時の従業員の平均残存勤務期間年数で、定額償却しております。

(6) 収益の認識

会計基準編纂書606「顧客との契約から生じる収益」に基づき、以下の5ステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時点に（又は充足するにつれて）収益を認識する

詳細は、【収益認識に関する注記】に記載のとおりです。

なお、収益は消費税等の顧客から徴収し政府機関へ納付する税金を控除した金額で表示しています。

【収益認識に関する注記】

当社グループは、「建設機械・車両」、「リテールファイナンス」、「産業機械他」の3つの事業セグメントにわたって、製品の販売、サービス、販売金融に至る幅広い事業活動を国内並びに海外で展開しております。これらについて顧客との契約により識別した財又はサービスを提供しております。当社グループは、これらの財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは移転するにつれて、権利を得ると見込んでいる対価を反映した取引価格により、収益を認識しております。なお、同一の顧客に複数の財又はサービスを提供する場合には、一つの契約又は結合した複数の契約の中から履行義務を識別し、取引価格を独立販売価格に基づき各履行義務に配分しております。

製品、補給部品、アタッチメント等の販売は、顧客の検収が完了した時点で収益を認識しております。船積み、顧客受領、据付完了、性能テスト完了等の検収条件は、顧客との契約や協定等によって決定されます。なお、取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね3か月以内に回収しております。

定期点検・メンテナンス、修理・保守等のサービスは、サービスの提供が完了した時点で、又はサービスの提供期間にわたって収益を認識しております。完了報告書受領等の提供するサービスの完了条件は、顧客との契約や協定等によって決定されます。なお、取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね3か月以内に回収しております。

当社グループは、一部の連結子会社において、長期のメンテナンス契約を顧客と締結している場合があります。このサービスにおいては、履行義務の充足につれて顧客がサービスの提供を受けると同時に消費するものです。よって、このサービスについては、顧客への支配の移転を適切に表す発生コストを基礎とした進捗度に基づき、顧客との契約期間にわたって収益を認識しております。

なお、製品の支配が顧客へ移転した後に発生した輸送は、サービスとして識別しておりません。

取引価格の一部には、将来の値引き、返品等の変動対価を含んでおります。変動対価は期待値又は最も発生可能性の高い金額の見積もりであり、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、その時点までに認識した収益の累計額に著しい戻入れが発生しない可能性が高い範囲に制限しております。なお、契約開始時において、財又はサービスの支配が顧客に移転する時点から顧客が対価を支払う時点までの期間が1年以内と見込まれる場合は、対価の時間価値の影響については調整しておりません。

当社グループは、補給部品の販売後、一定期間については顧客から返品を受ける義務を負っております。補給部品の過去の返品実績等を考慮して、顧客から補給部品を回収する権利については、その他の流動資産に返品資産を認識し、返品にあたって顧客へ返金を行う義務については、その他の流動負債に返金負債を認識しております。

製品、定期点検・メンテナンス等の組み合わせによる複合的な取引については、一つの契約又は結合した複数の契約の中から履行義務を識別しております。取引価格は、契約金額等の観察可能な価格や過去の実績等の見積りコストに基づき決定した独立販売価格の比率により、各履行義務へ配分しております。

当社グループは、製品販売後又は製品引渡後、契約に基づき一定期間無償で製品の修理・部品の交換を行っており、製品販売後のアフターサービス費用の支出に備えるため、過去の実績に基づき製品保証引当金を計上しております。この標準保証に加え、建設機械の性能を長期にわたり維持するためのサービスプログラムとして、製品購入時に付帯するパワーライン（エンジン・動力系装置、油圧関連装置）の延長保証並びに無償メンテナンスのパッケージを提供しております。当社グループはこのプログラムをサービス型の製品保証と判断し、履行義務を区分して収益を計上しております。顧客との契約を獲得するために発生したコストは、償却期間が1年以内のため、契約獲得コストに関する実務上の便法を適用し、発生時に費用計上しております。

① 収益の分解

顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益は次のとおりです。

顧客との契約から認識した収益	2,575,435百万円
その他の源泉から認識した収益	226,888百万円
計	2,802,323百万円

その他の源泉から認識した収益の主な内容は、リース契約から認識した収益や、金利収入等の金融収益です。

事業の種類別セグメント、地域別に分解した収益は次のとおりです。

(金額単位：百万円)

	日本	米州	欧州・CIS	中国	アジア(*)・オセアニア	中近東・アフリカ	連結
建設機械・車両	303,628	986,580	423,777	96,416	558,867	189,582	2,558,850
リテールファイナンス	2,387	40,265	5,012	2,889	6,747	509	57,809
産業機械他	83,070	25,037	12,038	31,981	33,226	312	185,664
計	389,085	1,051,882	440,827	131,286	598,840	190,403	2,802,323

(*) 日本及び中国を除く。

建設機械・車両事業セグメントの売上高のうち、その他の源泉から認識した収益に区分された金額は、日本32,675百万円、米州35,033百万円、欧州・CIS66,673百万円、中国27,596百万円、アジア・オセアニア8,348百万円です。リテールファイナンス事業セグメントの売上高は、主にその他の源泉から認識した収益に区分された金額です。

② 契約残高

顧客との契約から生じた契約残高の内訳は次のとおりです。

債権	(注) 1	1,220,566百万円
契約資産	(注) 2	2,699百万円
契約負債	(注) 3	132,649百万円

- (注) 1. 連結貸借対照表の受取手形及び売掛金、長期売上債権に含まれております。なお、貸倒引当金控除前の金額です。
 2. 連結貸借対照表の受取手形及び売掛金に含まれております。なお、貸倒引当金控除前の金額です。
 3. 連結貸借対照表のその他の流動負債、繰延税金及びその他の負債に含まれております。

当社グループの契約資産の主な内容は、産業機械事業の製品販売契約について報告日時点で履行義務を充足しているものの、まだ請求条件を満たしていない対価に対する当社グループの権利に関連するものです。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。

当社グループの契約負債は、履行義務の充足前に顧客から対価の全部又は一部を受領したことにより発生したものであり、その主な内容は、延長保証等の履行義務を区分することで認識した前受収益や、契約期間にわたって収益を認識する長期のメンテナンス契約及び顧客の検収時点で収益を認識する大型プレス機械等の製品販売契約について、顧客から受け取った前受対価です。

当期に認識した収益のうち、前期末の契約負債残高に含まれていたものは、52,291百万円です。

過去に充足又は部分的に充足した履行義務から認識した収益の額及び債権・契約資産について認識された減損損失の金額に重要性はありません。また、顧客との契約に関する契約資産・契約負債に重要な変動はありません。

③ 残存履行義務に配分された取引価格

当初の予想残存期間が1年を超える残存履行義務に配分された取引価格は208,918百万円です。このうち、翌期に94,203百万円が収益として認識されると予想しております。

【会計上の見積りに関する注記】

当社グループ（当社及び連結子会社）は、米国会計基準に従って、種々の見積りと仮定を行っております。これらの見積りと仮定は、連結計算書類上の資産・負債・収益・費用の計上額に影響を及ぼしております。実際の結果がこれらの見積りと異なることもあり得ます。当社グループは見積りと仮定について、いくつかの分野において連結計算書類に特に重要な影響を及ぼすと認識しております。それらは、有形固定資産の耐用年数の設定、貸倒引当金、長期性資産及び営業権の減損、退職給付債務及び費用、製品保証引当金、金融商品の公正価値、繰延税金資産の認識、法人税等の不確実性及びその他の偶発事象です。また、現在の経済環境は、これらの見積り固有の不確実性の程度を増しております。

新型コロナウイルス感染症及びウクライナ情勢に起因するサプライチェーンや金融・経済の混乱等が当社グループの財政状態及び経営成績に与える影響については、収束時期等が不透明であるものの、現時点で入手可能な情報や予測に基づき、今後も一定程度当該影響が継続すると仮定しております。会計上の見積りの中でも比較的重要性のある貸倒見積額の算定、繰延税金資産の回収可能性の判断、長期性資産及び営業権の減損の判定については、当該仮定に基づき最善の見積りを行っておりますが、今後の実際の推移が当該仮定と乖離する場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 受取手形及び売掛金並びに長期売上債権に係る貸倒引当金	22,076百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	997,069百万円
3. その他の包括利益（△損失）累計額には、外貨換算調整勘定、年金債務調整勘定、未実現デリバティブ評価損益が含まれております。	
4. 担保に供している資産	
	その他の流動資産
	3百万円
	合計
	3百万円
5. 保証債務	
従業員、関連会社及び顧客等の借入金に対し、債務保証を行っております。	
	保証債務
	12,293百万円
子会社の営業上の契約履行義務に対し、債務保証を行っております。	
	保証債務
	17,330百万円

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、将来の事業活動に必要な資金を確保し、適切な流動性を維持することを財務の基本方針としております。この方針に従い、短期資金需要に対しては、営業活動から得られたキャッシュ・フローを主として充当し、必要に応じ銀行借入及びコマーシャル・ペーパーの発行等でまかなっております。また、中長期資金需要に機動的に対応するため、当社は社債発行枠とユーロ・メディアム・ターム・ノートプログラムを保有しております。

受取手形、売掛金及び長期売上債権については、世界中の顧客、ディーラー及び関係会社を相手として営業活動を行っており、それらの債権は信用リスクが集中しないよう分散されております。

一部の外貨建て債権・債務については為替の変動リスクにさらされており、これらのリスクを軽減するため、外貨資金繰り予想に基づいて外国為替予約又は通貨スワップ契約を締結しております。

短期及び長期債務については、関連する金利リスクを管理する目的で、金利スワップ契約及び金利キャップ契約を締結しております。

金融派生商品に対して、取引相手の契約不履行による信用損失を受けるリスクがありますが、取引相手の信用度が高いため、その可能性は想定しておりません。なお、金融派生商品をトレーディング又は投機目的で契約しておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

会計基準編纂書820「公正価値測定」は、公正価値を「市場参加者が測定日に行う通常の取引において、資産を売却して受け取る価格又は負債を譲渡するために支払う価格」と定義し、公正価値をその測定のために使用するインプットの信頼性に応じて3つのレベルに区分することを規定しています。各レベルの内容は次のとおりです。

- ・レベル1：活発な市場における同一資産又は同一負債の市場価格
- ・レベル2：レベル1以外の、直接的又は間接的に観察可能なインプット
- ・レベル3：観察不能なインプット

金融商品の連結貸借対照表計上額、公正価値、差額及び公正価値レベルは次のとおりです。

(金額単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	公正価値 (*)	差額	公正価値 レベル
(1) 現金及び現金同等物	315,360	315,360	-	レベル1
(2) 定期預金	1,310	1,310	-	レベル2
(3) 長期売上債権－リース債権を除く	362,720	362,720	-	レベル2
(4) 短期債務	(241,746)	(241,746)	-	レベル2
(5) 長期債務－1年以内期限到来分を含む	(705,634)	(694,174)	11,460	レベル2
(6) 金融派生商品				
資産	5,174	5,174	-	レベル2
負債	(16,084)	(16,084)	-	レベル2

(*) 負債に計上されているものについては、()内以示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び金融派生商品に関する事項

(1) 現金及び現金同等物並びに(2) 定期預金

これらの勘定は短期間で決済されるので、その連結貸借対照表計上額は公正価値に近似しております。

(3) 長期売上債権－リース債権を除く

長期売上債権の公正価値は、将来のキャッシュ・フローから、類似の満期日の売上債権に対して適用される期末時点での利率で割り引いて算定されます。

その結果、連結貸借対照表計上額は、公正価値に近似しております。

(4) 短期債務

これらの勘定は短期間で決済されるので、その連結貸借対照表計上額は公正価値に近似しております。

(5) 長期債務－1年以内期限到来分を含む

長期債務の公正価値は、取引所の相場による価格に基づいて算定するか、あるいは、借入ごとに将来のキャッシュ・フローから、類似の満期日の借入金に対して適用される期末時点での市場の借入金利で割り引いて算定した現在価値に基づいて算定しております。

(6) 金融派生商品

外国為替予約及び金利スワップ契約等が含まれております。外国為替予約契約の公正価値は、契約レートと測定日の予約レートとの差額から生じる将来キャッシュ・フローの現在価値を使用した価格モデルに基づき算定しております。金利スワップ契約の公正価値は、スワップカーブと契約期間を使用した価格モデルに基づき算定しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額8,377百万円)は、市場性がなく、容易に算定可能な公正価値がない持分証券であり、上記表には含めておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

当社グループにおいて保有する賃貸用の土地や建物等の総額に重要性はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり株主資本	2,361円66銭
2. 基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	237円97銭
3. 希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	237円92銭

【重要な後発事象に関する注記】

特に記載すべき事項はありません。

【その他の注記】

記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

第 1 5 3 期
計 算 書 類

自 2021年4月1日
至 2022年3月31日

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

東京都港区赤坂二丁目3番6号

株式会社 小松製作所
代表取締役社長 小川啓之

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(金額単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部		
(流動資産)	(610,958)	(流動負債)	
現金及び預金		212,073	買掛金	(396,958)
受取手形		1,312	短期借入金	107,465
売掛金		224,814	コマーシャル・ペーパー	15,780
商品及び製品		50,585	未払金	81,000
仕掛品		51,993	未払費用	13,661
原材料及び貯蔵品		4,200	未払法人税等	33,013
前払費用		5,544	預り金	30,035
短期貸付金		21,476	賞与引当金	80,963
未収入金		37,565	役員賞与引当金	10,311
その他の流動資産		1,766	製品保証引当金	179
貸倒引当金		△375	その他の流動負債	7,770
				16,777
 (固定資産)	 (792,576)	 (固定負債)	 (
(有形固定資産)	(272,081)	社債	(205,141)
建物		96,234	長期借入金	70,000
構築物		15,447	製品保証引当金	72,000
機械及び装置		46,142	退職給付引当金	2,018
車両運搬具		857	その他の固定負債	42,304
工具、器具及び備品		11,227		18,818
レンタル用資産		50,721		
土地		44,770		
建設仮勘定		6,680		
(無形固定資産)	(27,407)	負債合計	602,099
ソフトウェア		27,094		
その他の無形固定資産		312		
(投資その他の資産)	(493,088)	純資産の部	
投資有価証券		2,477	(株主資本)	(
関係会社株式		398,567	資本金	(803,716)
関係会社出資金		39,813	資本剰余金	71,678
長期貸付金		18,335	資本準備金	142,103
長期前払費用		3,144	その他資本剰余金	141,697
繰延税金資産		25,199	利益剰余金	405
その他の投資等		8,694	利益準備金	638,780
貸倒引当金		△890	その他利益剰余金	18,036
投資損失引当金		△2,253	固定資産圧縮積立金	620,743
			別途積立金	11,400
			繰越利益剰余金	210,359
			自己株式	398,984
			(評価・換算差額等)	△48,844
			繰延ヘッジ損益	(△2,615)
				△2,615
			(新株予約権)	(
			新株予約権	333)
				333
			純資産合計	801,435
資産合計		1,403,535	負債及び純資産合計	1,403,535

損益計算書

自 2021年4月1日
至 2022年3月31日

(金額単位：百万円)

売上高		952,247
売上原価		747,172
売上総利益		<u>205,074</u>
販売費及び一般管理費		139,717
営業利益		<u>65,357</u>
営業外収益		
受取利息及び配当金	27,068	
移転価格税制調整金	94	
その他の営業外収益	<u>5,451</u>	32,615
営業外費用		
支払利息	255	
その他の営業外費用	<u>3,581</u>	3,836
経常利益		<u>94,135</u>
特別利益		
土地売却益	380	
退職給付制度改定益	<u>6,366</u>	6,747
税引前当期純利益		100,883
法人税、住民税及び事業税		22,329
法人税等調整額		210
当期純利益		<u>78,342</u>

株主資本等変動計算書

自 2021年4月1日
至 2022年3月31日

(金額単位：百万円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
						特別償却準備金	固定資産増補積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期末残高	71,322	141,341	359	141,701	18,036	24	11,728	210,359	393,103	633,252	△48,448	797,827
当期末変動												
特別償却準備金の取崩						△24			24	-		-
固定資産増補積立金の取崩							△327		327	-		-
剰余金の配当									△72,814	△72,814		△72,814
当期純利益									78,342	78,342		78,342
自己株式の取得											△649	△649
自己株式の処分			46	46							252	299
譲渡制限付株式報酬	355	355		355								711
株主資本以外の項目の当期末変動(純額)												
当期末変動合計	355	355	46	401	-	△24	△327	-	5,880	5,528	△396	5,888
当期末残高	71,678	141,697	405	142,103	18,036	-	11,400	210,359	398,984	638,780	△48,844	803,716

	評価-換算差等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価-換算差等合計		
当期末残高	△863	△863	632	797,596
当期末変動				
特別償却準備金の取崩				-
固定資産増補積立金の取崩				-
剰余金の配当				△72,814
当期純利益				78,342
自己株式の取得				△649
自己株式の処分				299
譲渡制限付株式報酬				711
株主資本以外の項目の当期末変動(純額)	△1,751	△1,751	△298	△2,049
当期末変動合計	△1,751	△1,751	△298	3,838
当期末残高	△2,615	△2,615	333	801,435

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式 ----- 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等 ----- 移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商品及び製品、仕掛品 ----- 個別法による原価法
 - 原材料及び貯蔵品 ----- 総平均法による原価法
 - なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産(リース資産を除く) ----- 定額法
 - 無形固定資産(リース資産を除く) ----- 定額法
 - リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とした定額法
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 投資損失引当金
 - 国内及び海外の非上場会社への投資に係る損失に備えるため、投資先の資産内容及び所在地国の為替相場の変動等を勘案して計上しております。
 - (3) 賞与引当金
 - 従業員に対して支給する賞与の当事業年度費用負担分を計上しております。この計上額は、支給見込額に基づき算定しております。
 - (4) 役員賞与引当金
 - 役員に対して支給する賞与の当事業年度費用負担分を計上しております。この計上額は、支給見込額に基づき算定しております。
 - (5) 製品保証引当金
 - 製品販売後のアフターサービス費用の支出に備えるため、過去の実績等に基づき必要額を計上しております。
 - (6) 退職給付引当金
 - 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用は、その発生事業年度において一括償却処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
5. 収益及び費用の計上基準
 - 当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)に基づき、以下の5ステップを適用することにより、収益を認識しております。
 - ステップ1：顧客との契約を識別する
 - ステップ2：契約における履行義務を識別する

- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

詳細は、【収益認識に関する注記】に記載のとおりであります。

6. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

【会計方針の変更に関する注記】

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日、以下「時価算定会計基準」という。）及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従い、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、この変更による当事業年度の計算書類に与える影響はございません。

【収益認識に関する注記】

当社は、建設機械及び産業機械等の製品の販売、サービスに係る事業活動を国内並びに海外で展開しております。これらについて顧客との契約により識別した財又はサービスを提供しております。当社は、これらの財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは移転するにつれて、権利を得ると見込んでいる対価を反映した取引価格により、収益を認識しております。なお、同一の顧客に複数の財又はサービスを提供する場合には、一つの契約又は結合した複数の契約の中から履行義務を識別し、取引価格を独立販売価格に基づき各履行義務に配分しております。

製品、補給部品、アタッチメント等の販売は、顧客の検収が完了した時点で収益を認識しております。船積み、顧客受領、据付完了、性能テスト完了等の検収条件は、顧客との契約や協定等によって決定しております。なお、取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね3カ月以内に回収しております。

定期点検・メンテナンス、修理・保守等のサービスは、サービスの提供が完了した時点で、又はサービスの提供期間にわたって収益を認識しております。完了報告書受領等の提供するサービスの完了条件は、顧客との契約や協定等によって決定しております。なお、取引の対価は、履行義務の充足時点から概ね3カ月以内に回収しております。

当社は、長期のメンテナンス契約を顧客と締結している場合があり、このサービスにおいては、履行義務の充足につれて顧客がサービスの提供を受けると同時に消費するものであります。よって、このサービスについては、顧客への支配の移転を適切に表す発生コストを基礎とした進捗度に基づき、顧客との契約期間にわたって収益を認識しております。

顧客（主として関係会社）へのライセンス供与に対して受け取るロイヤリティは、原則として顧客の使用量に応じて収益を認識しております。

取引価格の一部には、将来の値引き、返品等の変動対価を含んでおります。変動対価は期待値又は最も発生可能性の高い金額の見積りであり、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、その時点までに認識した収益の累計額に著しい戻入れが発生しない可能性が高い範囲に制限しております。なお、契約開始時において、財又はサービスの支配が

顧客に移転する時点から顧客が対価を支払う時点までの期間が1年以内と見込まれる場合は、対価の時間価値の影響については調整していません。

当社は、補給部品の販売後、一定期間については顧客から返品を受ける義務を負っております。補給部品の過去の返品実績等を考慮して、顧客から補給部品を回収する権利については、その他の流動資産及びその他の投資等に返品資産を認識し、返品にあたって顧客へ返金を行う義務については、その他の流動負債及びその他の固定負債に返金負債を認識しております。

製品、定期点検・メンテナンス等の組み合わせによる複合的な取引については、一つの契約又は結合した複数の契約の中から履行義務を識別しております。取引価格は、契約金額等の観察可能な価格や過去の実績等の見積りコストに基づき決定した独立販売価格の比率により、各履行義務へ配分しております。

当社は、製品販売後又は製品引渡後、契約に基づき一定期間無償で製品の修理・部品の交換を行っており、製品販売後のアフターサービス費用の支出に備えるため、過去の実績に基づき製品保証引当金を計上しております。この標準保証に加え、建設機械の性能を長期にわたり維持するためのサービスプログラムとして、製品購入時に付帯するパワーライン（エンジン・動力系装置、油圧関連装置）の延長保証並びに無償メンテナンスのパッケージを提供しております。当社はこのプログラムをサービス型の製品保証と判断し、履行義務を区分して収益を計上しております。

【会計上の見積りに関する注記】

繰延税金資産の回収可能性

当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は、税務上と会計上の取扱いの違いに生じる一時差異について、税効果会計を適用し、貸借対照表に繰延税金資産を計上しております。当事業年度の計上額は、25,199百万円であります。

その他の情報

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算定方法

繰延税金資産について、将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識しております。

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来課税所得の見積りについては、事業計画を基礎として決定しておりますが、当該事業計画について、主に将来売上高及び利益の予測には、新型コロナウイルス感染症及びウクライナ情勢に起因するサプライチェーンや金融・経済の混乱等による影響を含め、仮定が含まれております。

翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の課税所得が減少した場合、繰延税金資産の額は減少する可能性があります。

【追加情報に関する注記】

当社は、2021年4月30日開催の取締役会決議に基づき、2021年7月1日を効力発生日として、株式会社ランドログに対して、当社が有するスマートコンストラクション事業に関する権利義務の一部を承継させる吸収分割を実施しました。なお、株式会社ランドログは2021年7月1日付で商号を「株式会社EARTH BRAIN」に変更しております。

本吸収分割は「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。本吸収分割が当社の財政状態及び経営成績に与える影響は軽微です。

【貸借対照表等に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	515,273 百万円
2. 偶発債務	
関係会社等の社債及び金融機関借入金等に対する債務保証残高	165,718 百万円
従業員の金融機関借入金(住宅融資)に対する債務保証残高	373 百万円
関係会社の社債に対するキープウェル契約残高	152,017 百万円
関係会社が提供する融資に係る保証残高	4,557 百万円
3. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務	
短期金銭債権	204,038 百万円
短期金銭債務	112,810 百万円
長期金銭債権	18,551 百万円

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との間の取引高	
売上高	752,710 百万円
仕入高	171,651 百万円
営業取引以外の取引高	36,621 百万円
2. 移転価格税制調整金	
移転価格に関する事前確認申請の合意に基づき、当社が欧州コマツ㈱へ支払った調整金に係る損益であります。	
3. 退職給付制度改定益	
当社は2021年4月1日に、退職金制度（退職一時金制度及び確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型））の一部を確定拠出企業年金制度へ移行いたしました。この移行に伴い計上したものであります。	

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式 (注)	972,887,610 株	258,190 株	- 株	973,145,800 株

(注) 普通株式の株式数の増加258,190株は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式 (注) 1, 2	27,319,487 株	202,013 株	141,993 株	27,379,507 株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加202,013株は、所在不明株主の株式買取りによる増加196,826株及び単元未満株式の買取りによる増加5,187株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少141,993株は、ストック・オプションの行使による減少141,800株及び単元未満株式の売渡による減少193株であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月18日 定時株主総会	普通株式	34,986 百万円	37円	2021年 3月31日	2021年 6月21日
2021年10月28日 取締役会	普通株式	37,828 百万円	40円	2021年 9月30日	2021年 12月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	52,962 百万円	56円	2022年 3月31日	2022年 6月22日

4. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
		当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
2013年 新株予約権②(注)1, 2	普通株式	9,600	-	9,600	-
2014年 新株予約権②(注)1, 2	普通株式	23,000	-	16,700	6,300
2015年 新株予約権①(注)1, 2	普通株式	11,600	-	11,600	-
2015年 新株予約権②(注)1, 2	普通株式	41,000	-	23,400	17,600
2016年 新株予約権①(注)1, 2	普通株式	15,700	-	15,000	700
2016年 新株予約権②(注)1, 2	普通株式	68,000	-	22,100	45,900
2017年 新株予約権①(注)1, 2	普通株式	12,200	-	11,000	1,200
2017年 新株予約権②(注)1, 2	普通株式	110,400	-	32,400	78,000

- (注) 1. 新株予約権①は会社法に基づき当社取締役に対して報酬として発行したものであります。
また新株予約権②は会社法に基づき当社使用人等に対して無償で発行したものであります。
2. 新株予約権の当事業年度減少株式数は、新株予約権の行使によるものであります。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(繰延税金資産)

製品保証引当金	2,985	百万円
棚卸資産	1,727	
未払事業税	1,454	
賞与引当金	3,145	
退職給付引当金	12,772	
投資有価証券・関係会社株式	3,994	
減価償却超過額	1,506	
繰延ヘッジ損益	1,147	
返品資産・返金負債	1,129	
未払費用	2,360	
その他	5,434	
繰延税金資産小計	37,658	
評価性引当額	△5,904	
繰延税金資産合計	31,753	

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△5,073
その他	△1,481
繰延税金負債合計	△6,554
繰延税金資産の純額	25,199

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	コマツカスタマーサポート㈱	所有 直接100%	当社製品の販売	製品の販売他 (注) 1	184,511	売掛金	52,710
				キャッシュ・マネジメント・ システム貸付 (注) 2	11,571	短期貸付金	11,908
	コマツアメリカ㈱	所有 直接100%	当社製品の製造・販売	製品の販売他 (注) 1	174,071	売掛金	15,302
	㈱コマツ・シー・アイ・エス	所有 直接100%	当社製品の販売	製品の販売他 (注) 1	104,837	売掛金	39,345
	コマツビジネスサポート㈱	所有 直接100%	当社製品に係る販売金融	キャッシュ・マネジメント・ システム貸付 (注) 2	29,126	短期貸付金	9,568
						長期貸付金	18,335
	㈱EARTH BRAIN	所有 直接54.5%	役員兼任	キャッシュ・マネジメント・ システム借入 (注) 2	29,103	預り金	28,278
	コマツNTC㈱	所有 直接100%	役員兼任	キャッシュ・マネジメント・ システム借入 (注) 2	13,150	預り金	17,303
コマツファイナンスアメリカ㈱	所有 間接100%	資金調達及びグループ内 金融等	債務保証 (注) 3	143,255	-	-	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品他の販売価格その他の販売条件については、市場実勢を勘案し協議の上で決定しております。
2. キャッシュ・マネジメント・システム借入及び貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は当事業年度の平均残高を記載しております。
3. 債務保証については、同社が発行した社債に対して債務保証を行っております。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額	847円04銭
2. 1株当たり当期純利益	82円85銭

【その他の注記】

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第 1 5 3 期

計算書類の附属明細書

自 2021年4月1日
至 2022年3月31日

-----目次-----

	頁
1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細 -----	1
2. 引当金の明細 -----	2
3. 販売費及び一般管理費の明細 -----	2

尚、本明細書の作成にあたり、百万円未満の金額を切り捨てて表示しております。

東京都港区赤坂二丁目3番6号

株式会社 小松製作所
代表取締役社長 小川啓之

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当事業年度 増加額	当事業年度 減少額	当事業年度 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形固定 資産	建物	94,703	8,036	436	6,068	96,234	132,118	228,353
	構築物	15,581	1,386	68	1,453	15,447	32,777	48,225
	機械及び装置	44,439	11,339	740	8,895	46,142	237,371	283,514
	車両運搬具	823	400	17	348	857	3,444	4,301
	工具、器具及び備品	11,253	5,042	298	4,770	11,227	70,174	81,402
	レンタル用資産	53,755	11,300	3,456	10,878	50,721	39,386	90,108
	土地	45,477	53	760	-	44,770	-	44,770
	建設仮勘定	7,847	20,733	21,900	-	6,680	-	6,680
計		273,882	58,292	27,679	32,414	272,081	515,273	787,355
無形固定 資産	ソフトウェア	33,065	8,283	6,056	8,197	27,094		
	その他の無形固定資産	233	129	0	50	312		
	計	33,298	8,413	6,056	8,248	27,407		

(注) 1. 当事業年度減少額に含まれる減損損失額は以下のとおりであります。

土地	9 百万円
レンタル用資産	17 百万円
計	27 百万円

(注) 2. レンタル用資産の当事業年度増加額は、他社への賃貸を目的として所有する建設機械等の増加によるものであります。
なお、建設仮勘定の当事業年度増加額は、主にレンタル用資産の取得によるものであります。

(注) 3. ソフトウェアの当事業年度減少額は、主に2021年7月1日に行った株式会社ランドログに対する吸収分割によるものであります。

2. 引当金の明細

科 目	当事業年度 期首残高	当事業年度 増加額	当事業年度 減少額	当事業年度 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
貸倒引当金	1,265	375	375	1,265
投資損失引当金	2,285	-	32	2,253
賞与引当金	8,348	10,311	8,348	10,311
役員賞与引当金	71	195	88	179
製品保証引当金	8,652	9,788	8,652	9,788
退職給付引当金	50,017	5,134	12,847	42,304

3. 販売費及び一般管理費の明細

科 目	金 額	摘 要
	百万円	
販売手数料	263	
運送費	38,278	
広告宣伝費	530	
給料手当	46,342	
賞与引当金繰入額	4,463	
退職給付費用	2,447	
賃借料	327	
交際費	242	
研究開発費	51,258	
その他	△4,437	
合計	139,717	

(注)「その他」には、研究開発費（複合費）への振替に伴う人件費及び経費の控除項目が含まれております。

第 153 期 事業報告

(2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)

東京都港区赤坂二丁目 3 番 6 号

株式会社 小松製作所

代表取締役社長 小川 啓之

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

コマツグループは、2022年3月期をゴールとする3カ年の中期経営計画「DANTOTSU Value - FORWARD Together for Sustainable Growth」において、①イノベーションによる価値創造、②事業改革による成長戦略、③成長のための構造改革を成長戦略3本柱として掲げ、収益向上とESG（環境・社会・ガバナンス）の課題解決の好循環による持続的成長を目指し、活動を進めてきました。成長戦略に基づく重点活動を着実に推進し、経営目標である成長性・収益性・効率性・健全性の向上に努め、ESGの経営指標である環境負荷低減などに取り組みました。

当期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の連結売上高は、2兆8,023億円（前期比28.0%増）となりました。利益につきましては、建設機械・車両部門において、資材価格や物流コスト上昇の影響はあるものの、各地域での販売量増加や販売価格の改善、円安の影響により、営業利益は3,170億円（前期比89.5%増）、売上高営業利益率は前期を3.7ポイント上回る11.3%となりました。税引前当期純利益は3,245億円（前期比99.4%増）、当社株主に帰属する当期純利益は2,249億円（前期比111.7%増）となりました。

	第152期		第153期
売上高	21,895億円	28.0%増	28,023億円
営業利益	1,673億円	89.5%増	3,170億円
税引前 当期純利益	1,627億円	99.4%増	3,245億円
当社株主に帰属する 当期純利益	1,062億円	111.7%増	2,249億円

(注)当社は、会社計算規則第120条の3第1項の規定により、米国会計基準に準拠し連結計算書類を作成しており、同基準に基づいた表示をしています。

建設機械・車両 部門

- 売上高 2兆5,643億円（前期比29.8%増）
- セグメント利益 2,757億円（前期比91.8%増）

(注)上記記載は、部門間取引消去前ベースです。

建設機械・車両部門では、前期における新型コロナウイルス感染症の影響が縮小し、一般建機・鉱山機械ともに、中国以外の地域において需要が好調に推移しました。海上輸送の逼迫や半導体不足の影響があるものの、クロスソーシングの活用などにより新車需要の拡大を着実に取り込み、部品・サービス売上げも増加したことから、売上高は前期を大幅に上回りました。また当期は、マーケティング部門の体制の見直しを図り、お客さまの課題解決を主眼とする建機ソリューション本部を新設し、バリューチェーンビジネスの拡大を進めたこともあり、売上高は2兆5,643億円（前期比29.8%増）となりました。セグメント利益は2,757億円（前期比91.8%増）となりました。

中期経営計画の成長戦略3本柱の1つであるイノベーションによる価値創造においては、「建設・鉱山機械・ユーティリティ（小型機械）の自動化・自律化、電動化、遠隔操作化」への取り組みをさらに推し進め、鉱山向け無人ダンプトラック運行システム（AHS）の2022年3月末時点の総稼働台数は、累計510台となりました。また、鉱山現場向け超大型油圧ショベル「PC7000-11」の遠隔操作化、および無人専用運搬車両「Innovative Autonomous Haulage Vehicle」との協調による半自動化を一部実現し、2021年9月に米国ラスベガスで開催された鉱山機械見本市「MINExpo INTERNATIONAL 2021」において、デモンストレーションを実施しました。



【無人専用運搬車両に積み込み作業を行う
超大型油圧ショベル PC7000-11】



【遠隔操作用コンソール】

2022年1月には、最新技術を随所に織り込んだ鉱山向け大型ブルドーザー「D475A-8R」を発売しました。15年振りのフルモデルチェンジ機となり、生産性・耐久性・安全性・快適性等、性能面での向上のほか、外観デザインも一新されています。車両稼働状況の管理ができるKomtrax Plusを標準搭載しているほか、鉱山におけるお客さま独自の管理システムを使用した自動運転化も可能となっています。



【大型ブルドーザー D475A-8R】



【左：電動マイクロショベル PC01E-1
右：Honda Mobile Power Pack e:】

電動化への取り組みとしては、着脱式可搬バッテリー（Honda Mobile Power Pack e:）搭載の電動マイクロショベル「PC01E-1」を本田技研工業株式会社と共同開発し、2022年3月より国内市場へレンタル機として導入しました。また、坑内掘りハードロック向け鉱山機械の電動化の実現に向けて、米国プロテラ社からリチウムイオンバッテリーシステムの供給を受ける協業を開始しました。中小型油圧ショベルについては、リチウムイオンバッテリーシステムを搭載した実証実験をお客さまの現場で開始しました。

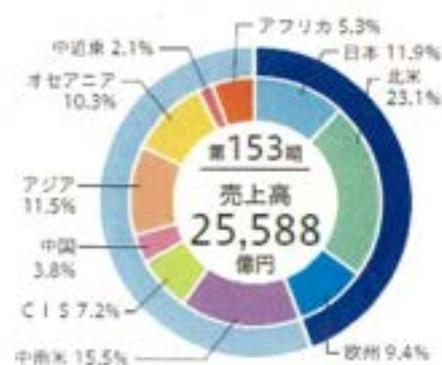
2021年7月には、有線式電動油圧ショベル「PC78USE-11」を国内市場へ導入しました。エンジン駆動式と同等の作業性能を発揮しつつ、“排気ガスゼロ”や騒音・排熱の大幅低減を実現した環境に優しい中小型クラスの製品です。電源を有線で直接供給するため、長時間の稼働が可能となりました。



【有線式電動油圧ショベル PC78USE-11】

事業改革による成長戦略においては「アジアダントツ No.1」を目指し、東南アジア地域において、都市土木作業向けCEシリーズとして20トン油圧ショベル「PC200-10M0」を2021年7月より発売しました。燃費・耐久性に優れ、鉱山・砕石現場作業においてもパワーと生産性を発揮する標準シリーズ「PC210-10M0」に加え、宅地開発や道路工事といった都市土木作業等が中心のお客さま向けに本製品を発売することで、新たに戦略市場向けに幅広いお客さまのニーズにあわせた2ラインモデル戦略を推進しました。

建設機械・車両部門の地域別売上高の状況（外部顧客向け売上高）



	第153期売上高	前期比増減率
● 日本	3,036 億円	3.0 %増
● 伝統市場	5,906 億円	32.9 %増
● 欧州	2,392 億円	30.4 %増
● 戦略市場	19,690 億円	30.4 %増
● 中南米	3,958 億円	37.4 %増
● C I S	1,844 億円	64.2 %増
● 中国	964 億円	34.1 %減
● アジア*	2,954 億円	112.9 %増
● オセアニア	2,634 億円	14.5 %増
● 中近東	538 億円	66.6 %増
● アフリカ	1,357 億円	50.0 %増

*日本および中国を除く。

リテールファイナンス 部門

- 売上高 718 億円（前期比 8.2%増）
- セグメント利益 171 億円（前期比 62.7%増）

(注)上記記載は、部門間取引消去前ベースです。

リテールファイナンス部門では、一般建機・鉱山機械の販売増加に伴い、新規取組高が増加したことから、売上高は 718 億円（前期比 8.2%増）となりました。セグメント利益は、リースアップ車の評価額が改善したことに加え、前期における新型コロナウイルス感染拡大時に実施した支払猶予の影響がなくなったことなどから、171 億円（前期比 62.7%増）となりました。

産業機械他 部門

- 売上高 1,883 億円（前期比 10.0%増）
- セグメント利益 225 億円（前期比 38.3%増）

(注)上記記載は、部門間取引消去前ベースです。

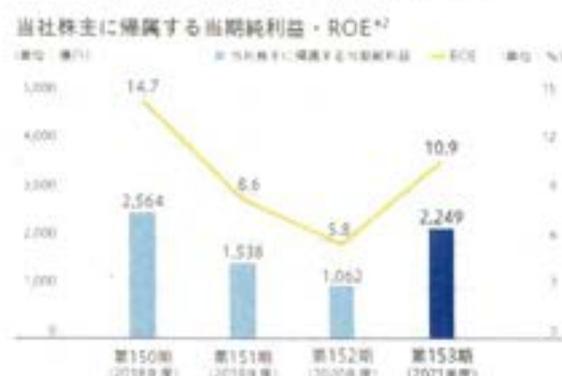
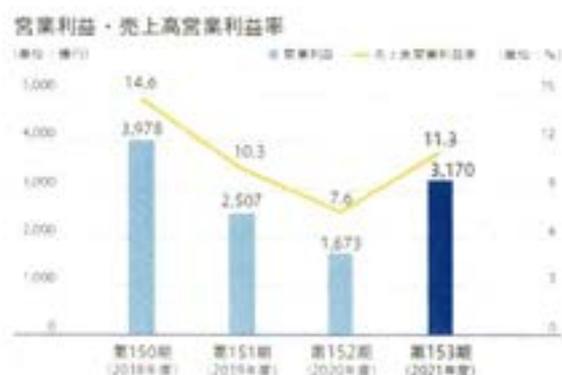
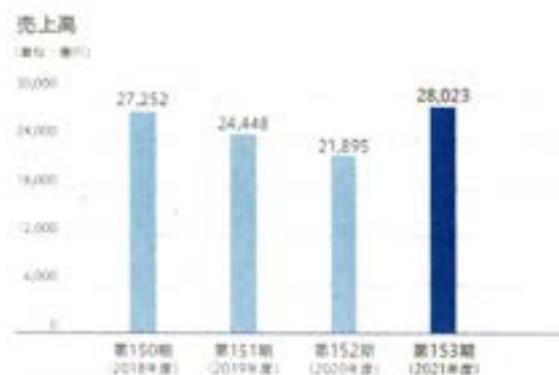
産業機械他部門では、鍛圧機械、板金機械、工作機械については、新型コロナウイルス感染症の影響縮小に伴い、各国で経済活動の規制が緩和され、海外のお客さまの現場における据付け工事の完了などにより売上げが増加しました。また、世界的に半導体需要が増加し、エキシマレーザー関連事業の売上げが好調に推移したことから、売上高は 1,883 億円（前期比 10.0%増）、セグメント利益は 225 億円（前期比 38.3%増）となりました。

当社子会社のギガフoton株式会社では、半導体産業向けのエキシマレーザー関連事業の急激な需要増加、および商品競争力や品質の向上推進により、シェアの拡大につながりました。また、需要増加に対応するため、生産能力を従来の 2 倍に増強する取り組みを進め、建屋の増築等を行ったほか、生産性の向上を図りました。



【エキシマレーザー関連建屋の増築部】

(ご参考：連結財務ハイライト)



*1 ROA = 税引前当期純利益 / ((期首総資産 + 期末総資産) / 2)

*2 ROE = 当社株主に帰属する当期純利益 / ((期首株主資本 + 期末株主資本) / 2)

上記内容を表で一覧にしている「財産および損益の状況の推移」は、法令および当社定款第 16 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しています。

⇒ <https://www.komatsu.jp/ja/ir>

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資総額は、前期比 154 億円減の 1,477 億円となりました。

① 部門別の内訳

部 門	設備投資額
建設機械・車両	1,153 億円
リテールファイナンス	275
産業機械他	48
計	1,477

② 当期中に完成した主要な設備

部 門	主要設備
建設機械・車両	氷見工場 シールリング工場の建設 ・設備概要：建設機械コンポーネント用シールリングの生産設備
	コマツフォレスト株式会社 本社工場の移転（スウェーデン） ・設備概要：林業機械の生産設備、研究開発施設

③ 当期において継続中の主要な設備の新設、拡充、改修

部 門	主要設備
建設機械・車両	コマツマイニング株式会社 本社工場の移転（米国） ・設備概要：鉱山機械の生産設備、研究開発施設 ロングビュー溶接工場の建設（米国） ・設備概要：鉱山機械用溶接部品の生産設備

(3) 資金調達状況

当期は、運転資金、設備資金などへの充当のため、コマーシャル・ペーパーの発行および金融機関からの借入を中心とした資金調達を実施しました。

当期末の有利子負債残高は、前期末比 373 億円増加の 9,473 億円となりました。

また、ネット・デット・エクイティ・レシオ*は、前期末の 0.35 から、当期末は 0.28 となりました。

*ネット・デット・エクイティ・レシオ（ネット負債資本比率）＝（有利子負債－現預金）／株主資本

(4) 対処すべき課題

コマツグループは、2022年3月期をゴールとする3カ年の中期経営計画「DANTOTSU Value - FORWARD Together for Sustainable Growth」において、①イノベーションによる価値創造、②事業改革による成長戦略、③成長のための構造改革の3つの成長戦略に取り組んできました。この間、建設・鉱山機械の需要は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行などの影響により、最初の2年間で大きく落ち込みましたが、当期はその反動から回復に転じました。需要変動が大きいなかであっても、成長戦略に基づく重点活動を着実に遂行し、当期の業績は、過去最高の売上高となり、営業利益率も前期より改善しました。また、当期は、大きな社会課題である温暖化対策に向けて、お客さまや技術パートナーとの協業による電動化技術開発の推進体制を構築する一方で、石炭関連のコンベア事業売却などの構造改革も行いました。このほか、デジタルトランスフォーメーションを通じた建設現場の生産性、安全性、環境性の向上に貢献するため、当社を含めた4社合併により、株式会社 EARTHBRAIN を設立するなど、今後の更なる成長の土台作り に一定の成果を出すことができました。

存在意義、価値観、ブランドプロミス

2021年は、当社の創立100周年の年として、あらためて、コマツの存在意義（ミッション、ビジョン）、価値観および、お客さまを含むすべてのステークホルダーへの約束としてブランドプロミスを定義しました。

存在意義（ミッションとビジョン）：

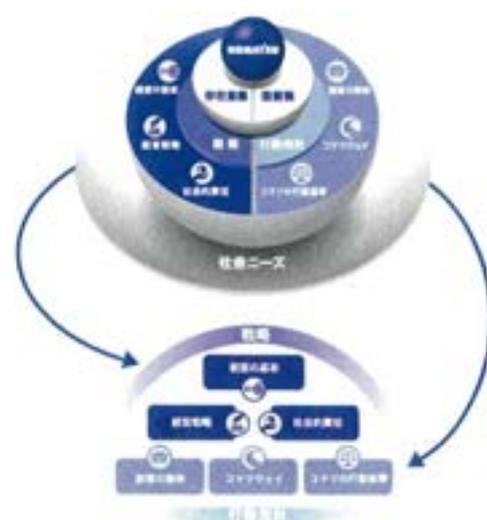
ものづくりと技術の革新で新たな価値を創り、
人、社会、地球が共に栄える未来を切り拓く

価値観：

挑戦する、やり抜く、共に創る、誠実に取り組む

ブランドプロミス：

Creating value together

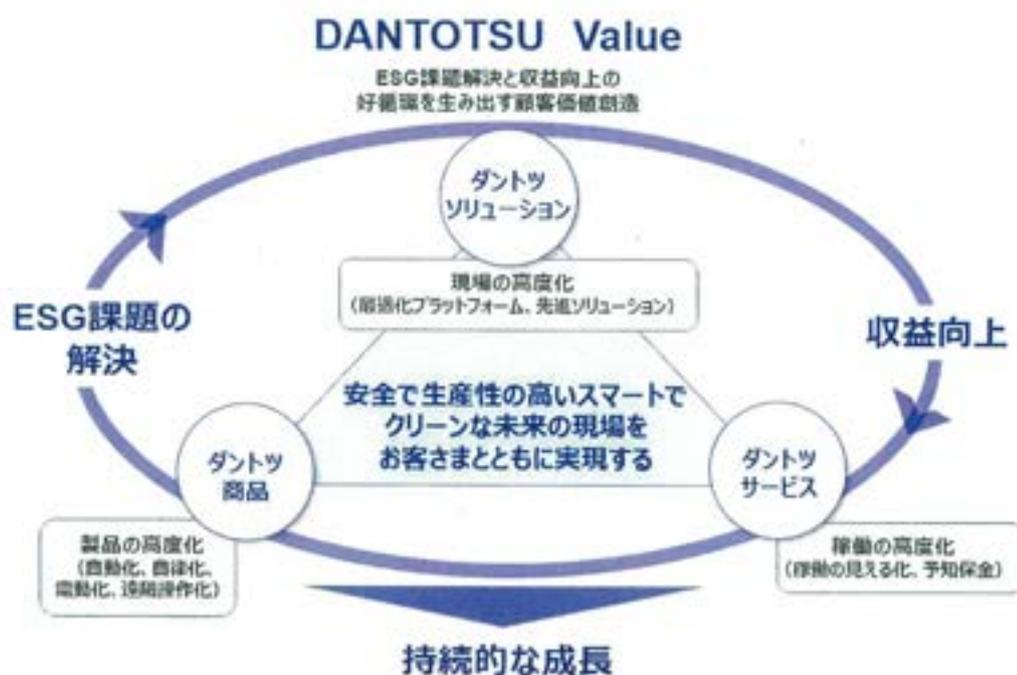


これらを実現するための基本的な考え方が、コマツグループの経営の基本、つまり、「品質と信頼性」を追求し、我々を取り巻く社会とすべてのステークホルダーからの信頼度の総和を最大化することです。そして、これを実行するための戦略が中期経営計画となります。

新中期経営計画：「DANTOTSU Value – Together, to “The Next” for sustainable growth」

コマツグループは、2022年4月より、新たな3カ年（2022年度～2024年度）の中期経営計画「DANTOTSU Value – Together, to “The Next” for sustainable growth」をスタートしました。建設・鉱山機械需要は、中長期的には緩やかな成長が見込まれるものの、短期的には、さまざまな外部環境リスクの影響により、ボラティリティ（変動幅）は高くなるものと見込まれます。産業機械他部門においては、旺盛な半導体需要の継続やEV（電気自動車）化による自動車産業の構造変化が見込まれます。

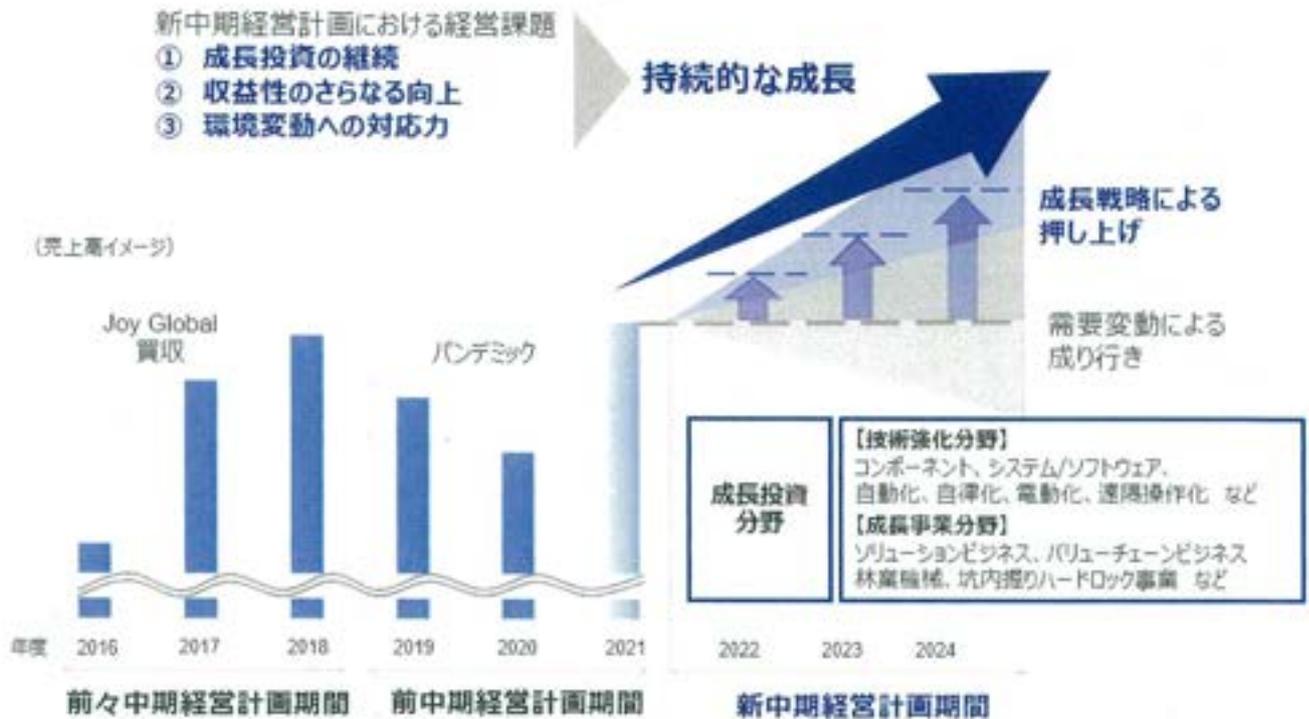
また、気候変動・脱炭素などのサステナビリティのインパクトがこれまで以上に高まるなか、コマツグループは、2021年、持続可能な社会の実現と事業継続性の向上に関する指針「サステナビリティ基本方針」を策定し、さらに、温暖化対策と事業成長の両立を目指すチャレンジ目標「2050年カーボンニュートラル宣言」を打ち出しました。こうした背景の下、当社は、中期経営計画における成長戦略を通じて、「安全で生産性の高い、スマートでクリーンな未来の現場をお客さまと共に実現する」という目指すべき姿に向けて、ダントツ商品（製品の高度化）、ダントツサービス（稼働の高度化）、ダントツソリューション（現場全体の最適化）が三位一体となるダントツバリュー（新たな顧客価値）の創出に取り組み、収益向上とESG課題解決の好循環サイクルによる持続的な成長を目指します。



成長戦略3本柱と重点活動

新中期経営計画では、前中期経営計画から引き続き、サステナビリティを重視し、新たな成長戦略の3本柱として、①イノベーションによる成長の加速、②稼ぐ力の最大化、③レジリエントな企業体質の構築、を掲げました。成長分野における価値創造のための重点投資を継続するとともに、既存分野における収益機会の最大化により、収益性の更なる向上を図り、需要変動に左右されにくい事業構造の構築を進めていきます。さらに、これらの活動を下支える経営基盤については、事業運営の効率性の向上および外部環境リスクへの対応力を高めていきます。

【新中期経営計画の基本的な考え方】



【成長戦略3本柱】



3本柱の共通テーマ

- パートナーシップの拡大
- あらゆる分野でのDX推進

【成長戦略における主な重点活動】

<p>1. イノベーションによる成長の加速</p>	<p>現場を最適化する新たな顧客価値の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ● DX スマートコンストラクションの推進、海外展開 ● 鉱山用オープンテクノロジープラットフォームによる事業推進 ● プラットフォームと親和性の高い高度化した商品開発・市場導入
	<p>カーボンニュートラルに向けた価値（モノ・コト）づくりの挑戦</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電動化機械の開発・市場導入 ● スマート林業の普及・拡大 ● 地球環境負荷ゼロ工場
<p>2. 稼ぐ力の最大化</p>	<p>成長市場におけるプレゼンス拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アジア・アフリカ市場への取り組み強化 ● 林業機械事業、坑内掘りハードロック事業の拡大 ● アフターマーケット事業の拡大
	<p>バリューチェーンビジネスの進化による更なる成長</p> <ul style="list-style-type: none"> ● データ・ドリブン・ビジネスモデルの構築 ● ライフサイクルサポートビジネスによる差別化の推進 ● リマン・リビルド事業の拡大
<p>3. レジリエントな企業体質の構築</p>	<p>効率的な事業運営とリスクマネジメントの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境変動に強い生産調達体制の強化（マルチソース比率の拡大） ● 経済安全保障リスクのアセスメントと体制の整備 ● グローバルなブランド戦略の展開によるコーポレートブランドの強化
	<p>多様性に富む人材基盤の充実化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ダイバーシティ&インクルージョンの推進 ● 多様な能力開発機会の提供とエンゲージメントの向上 ● デジタル人材、オープンイノベーション推進人材の育成

成長戦略を通じた ESG 課題解決

当社は、サステナビリティ基本方針に基づき、事業活動を通じて社会に貢献していくことを目指しています。新中期経営計画では、持続可能な開発目標「SDGs（Sustainable Development Goals）」17のゴールの中から、コマツグループの重要課題（マテリアリティ）と特に関連性の高い10のゴールを新たに選定しました。

さらに、成長戦略3本柱を通じた ESG 課題解決を着実に遂行していくために、KPI（Key Performance Indicator:重要業績評価指標）を設定し、その達成状況を把握し、統合報告書において開示していきます。

	SDGsとの関係	マテリアリティ(重要課題)	ESG課題の解決に向けた活動テーマ(主なKPI候補)
人と共に	 ジェンダー平等 働きがいと経済成長 不平等をなくす パートナシップ	【社員】[人権] <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生 エンゲージメント向上 D&I推進 能力開発 人権の尊重 	安全で安心して働ける職場環境づくり(労働災害関連指標) 社員エンゲージメントの向上(エンゲージメントサーベイスコア) ダイバーシティ&インクルージョンの推進(女性、障がい者比率) 個人の能力開発と事業成長の実現(DX・AI人材教育) 人権デューデリジェンスの推進(実績開示)
社会と共に	 産業と技術革新 まちづくり つくる・つかう責任 パートナシップ	【顧客】[倫理・統治] 【地域社会】 <ul style="list-style-type: none"> ソリューション提供 製品安全・品質 ガバナンス コンプライアンス 地域社会への貢献 	スマートコンストラクション推進による建設現場の生産性向上(導入現場数) 持続可能な資源開発を実現する製品・ソリューションの提供(AHS黒積帯導入台数) 顧客現場の安全性・生産性向上ソリューション:技術開発(自動化、安全装置 開発ステージ) 環境・需要変動に対応力のあるバリューチェーンの構築(アフターマーケット事業:売上伸び率、マルチソーシング比率) ガバナンスの充実、コンプライアンスの徹底(実績開示)
地球と共に	 フリーエネルギー 産業と技術革新 つくる・つかう責任 気候変動への対策 森の豊かさ パートナシップ	【環境】 <ul style="list-style-type: none"> 低炭素・環境負荷低減へのソリューション開発 資源循環 エネルギー使用量の低減 事業を通じた森林保全への貢献 	地球環境負荷ゼロ工場(CO ₂ 低減、再エネ使用、水使用量) 顧客現場におけるCO ₂ 排出削減(製品使用のCO ₂ 低減、電動化建機開発) 持続可能な循環型林業を支援するソリューション提供(林業機械事業関連指標:売上伸び率、植林、スマート林業等) 循環型ビジネス(リマン)の促進(リマン事業:売上伸び率)

中期経営計画の経営目標

経営目標については、業界トップレベルの「成長性」、「収益性」、「効率性」、「健全性」とともに、「ESG」の経営目標を継続します。ESG については、新たに、2050 年カーボンニュートラルをチャレンジ目標として追加しました。「株主還元」については、成長戦略への重点投資を優先しながら、引き続き安定的な配当の継続に努め、連結配当性向を 40%以上とします。

項目	経営指標	経営目標
成長性	・売上高成長率	・業界水準を超える成長率
収益性	・営業利益率	・業界トップレベルの利益率
効率性	・ROE ^{*1}	・10%以上
健全性	・ネット・デット・エクイティ・レシオ ^{*2}	・業界トップレベルの財務体質
リテールファイナンス事業	・ROA ^{*3} ・ネット・デット・エクイティ・レシオ ^{*2}	・1.5% - 2.0% ・5 倍以下
ESG	・環境負荷低減	・CO ₂ 排出削減：2030 年 50%減（2010 年比） 2050 年カーボンニュートラル（チャレンジ目標） ・再生可能エネルギー使用率：2030 年 50%
	・外部評価	・DJSI ^{*4} 選定（ワールド、アジアパシフィック） ・CDP ^{*5} A リスト選定（気候変動、水リスク）
株主還元	・連結配当性向	・成長への投資を主体としながら、株主還元（自社株買いを含む）とのバランスをとる ・連結配当性向を 40%以上とする

* 1 ROE = 当社株主に帰属する当期純利益 / ((期首株主資本 + 期末株主資本) / 2)

* 2 ネット・デット・エクイティ・レシオ（ネット負債資本比率） = (有利子負債 - 現預金) / 株主資本

* 3 ROA = セグメント利益 / ((期首総資産 + 期末総資産) / 2)

* 4 ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インディシズ：米国 S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス社が選定する ESG 投資指標

* 5 企業や政府が温室効果ガス排出量を削減し、水資源や森林を保護することを推進する国際的な非営利団体

(5) サステナビリティ

当社は、従来より、ESG を重視した経営を行うことを宣言し、安全に配慮した高品質・高能率な商品・サービス・ソリューションの提供など、事業活動を通じた ESG 課題の解決を目指してきました。今後も、世界的な気候変動やさまざまな外部環境の変化に柔軟に対応し、サステナビリティ課題への解決を目指します。

サステナビリティ基本方針の策定

当社は、2021 年 4 月に 100 周年を機に、コマツグループの「コーポレートアイデンティティ」を定め、当社の存在意義を「ものづくりと技術の革新で新たな価値を創り、人、社会、地球が共に栄える未来を切り拓く」として明文化しました。この存在意義の下、気候変動や社会の要請に対して誠実に対応する姿勢を明示し、更なるサステナビリティ経営の推進を目指すため、2021 年 12 月にサステナビリティ基本方針を策定しました。

今後も、本方針に掲げたとおり、持続可能な社会の実現と事業の成長のために重要な課題に取り組むことにより、ESG 課題の解決と収益の向上の好循環を加速し、SDGs の達成に貢献していきます。

サステナビリティ基本方針

私たちは、これまで「品質と信頼性」を追求し、社会を含むすべてのステークホルダーからの信頼度の総和を最大化することを「経営の基本」とし、ステークホルダーとの強い信頼関係を築く努力を重ねてまいりました。

地域社会との共生を目指す精神は創立時から脈々と受け継がれており、事業活動を通じた社会貢献が当社の基本的な姿勢です。

私たちの存在意義は「ものづくりと技術の革新で新たな価値を創り、人、社会、地球が共に栄える未来を切り拓く」ことです。

私たちは、これからも、持続可能な社会の実現と事業の成長のために、重要な課題に取り組み、社会や外部環境の変化に柔軟に対応できる企業グループとして、コーポレートガバナンスの一層の充実を図り、ステークホルダーと共に社会に貢献してまいります。

人、社会、地球と共に栄える未来を切り拓くために、私たちが行うこと

人と共に	社会と共に	地球と共に
<ul style="list-style-type: none">◆ 多様でグローバルな人材が、個を尊重しつつ、一つのチームとして、やりがいと誇りを持って、安全・健康に働くことができる環境を提供します。◆ さまざまな現場や地域の課題解決のために挑戦を続け、新たな価値をお客さまと共に創り、社会に貢献できる人材を育成します。◆ コマツグループとして、すべての事業活動に関連する人物を尊重します。	<ul style="list-style-type: none">◆ 持続可能なインフラ整備と資源開発および循環型社会を実現する安全で生産性の高い商品・サービス・ソリューションをお客さまに提供し、事業活動を通じて社会に貢献します。◆ 取引先や地域社会と相互に信頼しあい、公正かつ共存共栄を可能とする関係を築きます。◆ 法令をはじめとした社会のルールを遵守すると共に、社会を含むすべてのステークホルダーからの要請や期待に誠実に応えるよう努めます。	<ul style="list-style-type: none">◆ あらゆる事業活動を通じて、先進の技術を駆使して環境負荷を低減し、地球環境の保全に努めます。◆ ものづくりと技術の革新で、地球環境の保全と事業の成長の両立を図ります。◆ ステークホルダーとの協働・共創を推進し、より良い地球と未来の実現を目指します。

株式会社小松製作所
代表取締役社長(兼)CEO

小川啓之

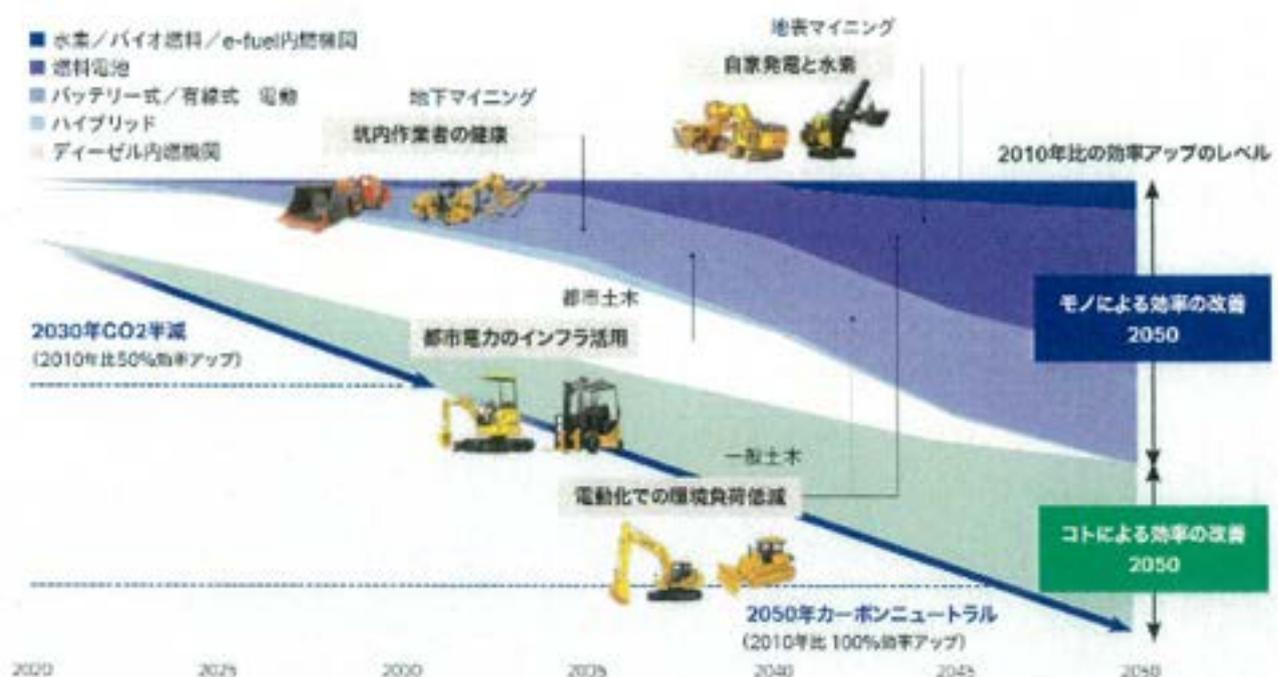
2050年カーボンニュートラル宣言

中期経営計画では、2030年までにCO₂排出量の50%削減（2010年比）と、再生可能エネルギーの使用比率を50%とすることを経営目標としています。2030年の目標達成をマイルストーンとし、その延長として、当社は2050年までにCO₂の排出を実質ゼロとするカーボンニュートラルを目指すことを2021年9月に宣言しました。カーボンニュートラルとするために、当社は、CO₂削減の取り組み対象を、自社の拠点、自社の製品使用時にとどまらず、お客さまの現場全体にも拡げます。スマートコンストラクションの進化などによる施工の最適化や、植林・育林・伐採の循環型林業を支える林業機械事業、およびコンポーネントを再生・再利用するリマン事業といった循環型ビジネスをさらに強化していくことで、社会のCO₂削減にも貢献し、ダントツバリュー（顧客価値創造を通じたESG課題の解決と収益向上の好循環）の実現を図っていきます。

	2030年 中期経営計画 目標	2050年 カーボンニュートラル
CO ₂ 排出	50%削減（2010年比）	実質ゼロ

特に、当社のサプライチェーン全体のCO₂排出量のうち約8～9割を占める製品使用時に対しては、燃費低減や製品効率改善に加えて、すでに有しているハイブリッドやディーゼルエレクトリックなどの技術の更なる強化と、燃料電池（FC）や水素エンジンなど新たな技術の採用により、環境負荷の低減を進めます。このような「モノの改善」に加え、お客さまの現場のあらゆる業務、施工の最適化を図ることで、車両台数の削減や車両の稼働時間の短縮などにより、CO₂排出量を減らす「コトの改善」も進めます。2050年カーボンニュートラル宣言の中では、こうした製品によるCO₂削減のロードマップを示しました。

【製品によるカーボンニュートラルに向けたロードマップ】



生産拠点からの CO₂ 排出削減については、生産技術改革によりエネルギー消費を削減する省エネ、自社で再生可能エネルギーを創る創エネ、そして再生可能エネルギーの購入の優先順位で取り組みを進めます。2021年8月には100%子会社で林業機械の製造販売を行うコマツフォレスト株式会社（スウェーデン・ウメオ、以下「コマツフォレスト」）において新工場を竣工し、生産を開始したことを発表しました。新工場は、従来ウメオ市内中心に点在していた生産工場を一カ所に集約し、生産工程および物流のレイアウトの最適化を図っています。さらにコマツグループで初めて AGV*を活用した自動牽引組立ラインの導入をはじめとする新たな生産技術を織り込み、加えて、約 19,000 m²の太陽光パネルの設置や地熱を活用した暖房設備など、再生エネルギー設備を導入しました。



【AGV*を活用した自動牽引組み立てライン】

* AGV : Automated Guided Vehicle（無人搬送台車）

また、コマツグループは、循環型ビジネスをさらに強化していくことで、社会の CO₂ 削減にも貢献することを目指しています。その取り組みの一つとして、林業ビジネスにおいては、伐採だけでなく植林や育林も含めた持続可能な循環型林業を掲げています。危険な作業を機械化することにより、安全性や生産性向上に貢献する機械化林業や、ドローンで計測した木の本数や成長度合いなどのデータを分析し、森林管理に活かすスマート林業に取り組んでいます。コマツフォレストは、林業機械の開発・生産の中核拠点としてコマツグループの林業機械ビジネスを担っています。このたびの新工場の生産開始により、カーボンニュートラルへの取り組みを加速させるとともに、森林の再生サイクルをサポートする循環型林業ビジネスを推進していきます。

ダイバーシティ&インクルージョン推進

当社では、ダイバーシティ&インクルージョンはイノベーションの源泉であり、個々人のモチベーションを高め、企業文化の変化を促すものと捉え、多様な個性の融合を会社全体の成長につなげています。

① グローバル人材の育成

事業展開のグローバル化に伴い、外国籍社員が約7割を占めるなか、当社は経営の現地化を進めており、すでに主要な現地法人ではナショナル社員（現地社員）がトップマネジメントとして経営を担っています。また、国内外における約650の主要なポジションを「グローバルキーポジション」として位置づけてサクセッションプランを策定するとともに、経営層やその候補者を対象とした「グローバルマネジメントセミナー」や、事業・機能の中核を担うと期待されるミドル層を対象とした「コマツウェイリーダーシップ開発研修」の実施など、グローバルな人材育成施策とあわせて、次世代リーダーの計画的な育成に取り組んでいます。



【コマツフィリピン株式会社の新建屋】

また、グローバルにプロダクトサポートを行うエンジニア育成のための専門教育機関として、2008年11月、フィリピンに「コマツ人材開発センタ」を設立、2019年11月には「コマツフィリピン株式会社」として現地法人化し、体制の拡充を図りながら、これまでに190人以上のエンジニアを育成してきました。世界各地で実施する約6年間の研修プログラムを修了した卒業生は、当社で「グローバルエンジニア」として正式採用し、現在、世界中で活躍しています。

また、国内においては、イノベーションによる価値創造を加速していくため、DX・AI人材の育成に注力しています。2019年にはAI人材育成研修を立ち上げ、当社独自のカリキュラムでAI技術スキルのみならず、プロジェクト実践に必要なビジネス視点や課題解決力を併せ持つ人材の育成を行ってきました。新しい中期経営計画においても、DX人材教育やAI人材教育を今後さらに推進し、お客さまへのダントツサービス、ダントツソリューション実現や社内におけるプロセス改革を担う人材育成のための取り組みを進めていきます。

② ジェンダー・ダイバーシティの推進

当社は、女性の積極的な採用、育成、そして出産後もキャリアを継続できる環境整備等の諸施策を進めています。女性の社員や管理職が男性に比べて少ないことは、改善を進めるべき課題と認識し、出産や育児、介護などのライフイベントと仕事の両立の支援だけでなく、キャリア形成や管理職への登用など、より責任と権限のある立場に積極的に女性を起用してきました。

新しい中期経営計画では、グローバル連結の目標として、2025年3月末に①女性正社員比率17.0%以上（2022年3月末現在13.9%）、②女性管理職比率13.0%以上（2022年3月末現在10.0%）とするKPIを掲げています。2019年に立ち上げた全世界の女性リーダーを対象とした研修プログラムである「Diversity & Inclusion Development Seminar」を通じて、各社におけるジェンダー・ダイバーシティの浸透を進めるなど、今後も積極的な取り組みを推進していきます。

③ 社員エンゲージメントの向上

当社では、社員のエンゲージメントが会社の持続的な成長に欠かせないものと考え、2021年4月に、国内・海外グループ会社を対象にグローバルエンゲージメントサーベイを実施しました。今後も定期的な実施しながら組織の強み・課題を明らかにし、各種諸施策に反映させることで、社員エンゲージメントの向上を図り、多様性に富む世界中の社員が、よりいきいきと活躍できる環境を目指していきます。

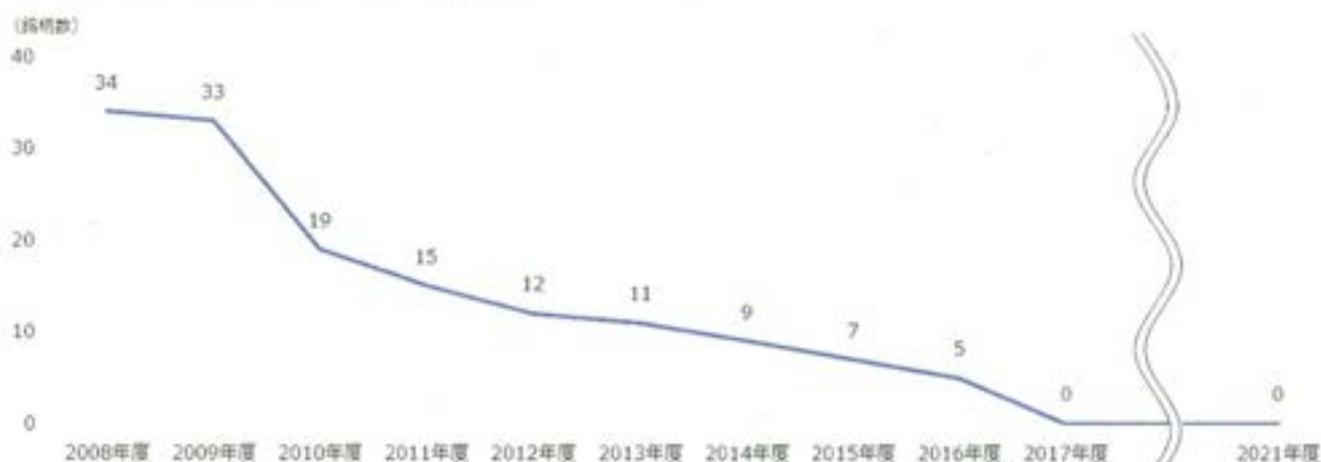
(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当事項はありません。

(ご参考：当社の政策保有株式に関する方針)

当社は、株価変動によるリスク回避および資産効率の向上の観点から、投資先との事業上の関係や当社との協業に必要な場合を除き、上場株式を保有しません。

【政策保有株式の削減推移（当社単独）】



(7) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社（2022年3月31日現在）

名称	営業所等・工場の所在地	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
JTCカスターナルト株式会社	本社（東京都港区）	950 百万円	100.0	建設機械および産業車両販売・サービス 建設機械等レンタル
JTCカイク株式会社	本社（神奈川県横浜市）	290 百万円	100.0	中古建設機械等販売
JTC物流株式会社	本社（東京都港区）	1,080 百万円	100.0	運輸・倉庫および梱包等の事業
JTCビルシステム株式会社	本社（東京都港区）	1,770 百万円	100.0	建設・鉱山機械に係る販売金融
JTC産機株式会社	本社（石川県金沢市）	990 百万円	100.0	鍛圧機械および板金機械等開発・販売・サービス
JTC NTC 株式会社	本社・工場（富山県南砺市）	6,014 百万円	100.0	工作機械等製造・販売・サービス
キガフoton株式会社	本社・工場（栃木県小山市）	5,000 百万円	100.0	半導体露光装置用エキシマレーザーおよび EUV 光源の開発・製造・販売・サービス
JTCアメリカ株式会社	本社・工場（米国）	1,071 百万米ドル	100.0	建設・鉱山機械製造・販売および米州地域における統括
ハスレーインダストリアル株式会社	本社・工場（米国）	2 千万米ドル	*100.0	建設・鉱山機械部品製造・販売
JTCマニング株式会社	本社（米国）	5 千万米ドル	*100.0	鉱山機械事業の統括
ジョイ・グロバル・マニング・グループ・ライティング 有限会社(注)2	本社・工場（米国）	1,406 百万米ドル	*100.0	鉱山機械製造・販売・サービス
ジョイ・グロバル・マニング・グループ・ライティング 株式会社	本社・工場（米国）	1 千万米ドル	*100.0	鉱山機械製造・販売・サービス
ジョイ・グロバル・マニング・グループ・オレーションズ 有限会社(注)3	本社・工場（米国）	993 百万米ドル	*100.0	鉱山機械製造・販売・サービス
JTCアラブ 有限会社	本社・工場（アラブ）	148 百万レアル	*100.0	建設機械および鋳造品製造
JTCアラブ・インターナショナル 有限会社	本社（アラブ）	351 百万レアル	*100.0	建設・鉱山機械販売・サービス
JTCカスティング・システム 有限会社	本社（刊）	156 百万米ドル	*100.0	建設・鉱山機械販売・サービス
JTCカミンス 刊 有限会社	本社（刊）	34 百万米ドル	*81.8	建設・鉱山機械販売・サービス
ジョイ・グロバル・マニング 株式会社	本社・工場（刊）	1,958 千万米ドル	*100.0	鉱山機械製造・販売・サービス
JTCファイナンシャル・サービス(注)4	本社（米国）	-	*100.0	建設・鉱山機械に係る販売金融
JTCファイナンシャル 株式会社	本社（刊）	40 百万米ドル	*100.0	建設・鉱山機械に係る販売金融
欧州JTC株式会社	本社（欧州）	50 百万ユーロ	100.0	建設・鉱山機械販売および欧州地域における統括
英国JTC株式会社	本社・工場（英国）	23 百万英ポンド	*100.0	建設機械製造
JTCイタリア 有限会社	本社・工場（イタリア）	24 百万ユーロ	*100.0	建設・鉱山機械製造・販売
JTCイタリア製造株式会社	本社・工場（イタリア）	6 百万ユーロ	*100.0	建設機械製造
JTCフォレスト株式会社	本社・工場（スイートン）	397 百万スイートンポンド	100.0	林業機械製造・販売・サービス

名称	営業所等・工場の所在地	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
有限会社コマツ・シー・アイ・以	本社 (DPA)	5,301 百万 ドル	100.0	建設・鉱山機械販売
コマツインシャルパートナーズ株式会社	本社 (HKG)	80 百万ドル	*100.0	建設・鉱山機械に係る販売金融
小松 (中国) 投資有限公司	本社 (中国)	165 百万米ドル	100.0	建設・鉱山機械販売および中国における統括
小松 (常州) 建機公司	本社・工場 (中国)	41 百万米ドル	*85.0	建設機械製造
小松山推建機公司	本社・工場 (中国)	12 百万米ドル	*100.0	建設機械製造
小松 (山東) 建機有限公司	本社・工場 (中国)	233 百万米ドル	*100.0	建設機械用コンポーネント等の製造
コマツインドネシア株式会社	本社・工場 (インドネシア)	192,780 百万 ルピア	94.9	建設・鉱山機械および鑄造品製造・販売
コマツ・ケイ・エス・インドネシア株式会社	本社 (インドネシア)	5 百万米ドル	*94.9	建設・鉱山機械販売・サービス
カンボジアコマツ株式会社	本社・工場 (タイ)	620 百万 タイバーツ	*74.8	建設機械および鑄造品製造・販売
コマツインドネシア有限公司	本社・工場 (インドネシア)	10,963 百万 インドネシア ルピア	*100.0	建設・鉱山機械製造・販売
コマツ・ケイ・エス・オーストラリア株式会社	本社 (オーストラリア)	22 百万豪ドル	*62.0	建設・鉱山機械販売
コマツオーストラリア株式会社	本社 (オーストラリア)	30 百万豪ドル	*62.0	建設・鉱山機械販売・サービス
ジョイント・グローバル・オーストラリア・ホールディングカンパニー株式会社	本社 (オーストラリア)	443 百万豪ドル	*100.0	ジョイント・グローバル・オーストラリア株式会社の持株会社機能
ジョイント・グローバル・オーストラリア株式会社	本社・工場 (オーストラリア)	608 百万豪ドル	*100.0	鉱山機械製造・販売・サービス
コマツ南アフリカ株式会社	本社 (南アフリカ)	186 百万 南アフリカ ランド	*74.9	建設・鉱山機械販売・サービス
小松 (中国) 融資租賃有限公司	本社 (中国)	1,630 百萬元	*100.0	建設・鉱山機械に係る販売金融
コマツオーストラリア・ホールディング・ファイナンス株式会社	本社 (オーストラリア)	49 百万豪ドル	*62.0	建設・鉱山機械に係る販売金融

(注) 1. *印は、子会社を通じて行っている出資または子会社による出資持分を含めて算出している出資比率です。

2. ジョイント・グローバル・アンダー・グラウンド・マニング 有限会社は、米国デラウェア州法に基づくリミテッド・ライビリティカンパニーであり、同社への出資は子会社を通じて行っています。同社の資本金については、払込資本を記載していません。

3. ジョイント・グローバル・ロング・ヒュー・オペレーションズ 有限会社は、米国テキサス州法に基づくリミテッド・ライビリティカンパニーであり、同社への出資は子会社を通じて行っています。同社の資本金については、払込資本を記載していません。

4. コマツインシャルパートナーシップは、米国デラウェア州法に基づくリミテッド・パートナーシップであり、同社への出資は子会社を通じて行っています。資本金に相当する同社の純資産額は 807 百万米ドルです。

5. 上記記載の子会社を含め、当社の連結子会社は 213 社、持分法適用会社は 42 社です。

② その他（重要な企業結合の状況等）

- i) 当社は、2021年7月、会社分割（吸収分割）の方法により、株式会社ランドログにスマートコンストラクション事業に関する権利義務の一部を承継させ、同社は、商号を株式会社 EARTHRAIN に変更した後、株式会社 NTT ドコモ、ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社および株式会社野村総合研究所との合併事業としました。
- ii) 当社は、2022年2月、コマツキャブテック株式会社を、2022年10月1日をもって吸収合併することを決定しました。

（8）使用人の状況（2022年3月31日現在）

部 門	使用人数
建設機械・車両	57,741 名
リテールファイナンス	292
産業機械他	4,036
全社（共通）	705
計	62,774

- （注） 1. 使用人数は前期末に比べ 1,210 名増加しています。
2. 「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の部門に区分できない管理部門に所属している者です。

（9）主要な借入先（2022年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	1,828 億円
株式会社三菱UFJ銀行	1,407
株式会社みずほ銀行	677

「主要な事業内容」・「主要な営業所および工場」は、法令および当社定款第 16 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しています。

⇒ <https://www.komatsu.jp/ja/ir>

2. 会社の株式および新株予約権等に関する事項（2022年3月31日現在）

（1）発行可能株式総数

3,955,000,000 株

（2）発行済株式の総数

945,766,293 株（自己株式 27,379,507 株を除く）

（3）株主数

187,367 名

（4）大株主（上位 10 名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	167,187 千株	17.67 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	61,205	6.47
太陽生命保険株式会社	27,200	2.87
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	26,150	2.76
日本生命保険相互会社 （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	21,301	2.25
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS （常任代理人 株式会社三井住友銀行）	20,953	2.21
JP モルガン証券株式会社	16,127	1.70
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	13,765	1.45
JP MORGAN CHASE BANK 385632 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	13,598	1.43
小松製作所従業員持株会	11,930	1.26

（注） 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

2. 当社は、自己株式 27,379 千株を保有していますが、上記大株主から除外しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	51,440 株	5 名
社外取締役	0 株	0 名
監査役	0 株	0 名

(注) 下記「(6) その他株式に関する重要な事項」記載の譲渡制限付株式報酬のうち、当社取締役に割り当てられたものです。なお、当社の株式報酬の内容については、「3.(3) ⑤取締役および監査役の報酬等」(51 頁～56 頁)に記載しています。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2021 年 7 月 16 日開催の取締役会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬として新株式を次のとおり発行しました。

① 株式の種類および数	当社普通株式 258,190 株
② 発行価額	1 株につき 2,754.5 円
③ 発行総額	711,184,355 円
④ 株式の割当対象者およびその人数	当社の取締役（社外取締役を除く）および使用人ならびに 当社子会社の取締役および使用人 計 85 名
⑤ 払込期日	2021 年 9 月 1 日

(7) 新株予約権の状況

新株予約権の数（合計）	目的となる株式の数	（ご参考）発行済株式総数
1,497 個	149,700 株	945,766,293 株 （自己株式を除く）

(注) 当事業年度においては、新株予約権を発行しておりません。

「会社の新株予約権等に関する事項」の詳細は、法令および当社定款第 16 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しています。

⇒ <https://www.komatsu.jp/ja/ir>

3. コーポレート・ガバナンスの状況および会社役員等に関する事項

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「企業価値とは、我々を取り巻く社会とすべてのステークホルダーからの信頼度の総和である。」と考えています。株主の皆さまをはじめ、すべてのステークホルダーからさらに信頼される会社となるため、グループ全体でコーポレート・ガバナンスを強化し、経営効率の向上と企業倫理の浸透、経営の健全性確保に努めています。

(2) コーポレート・ガバナンスの仕組み

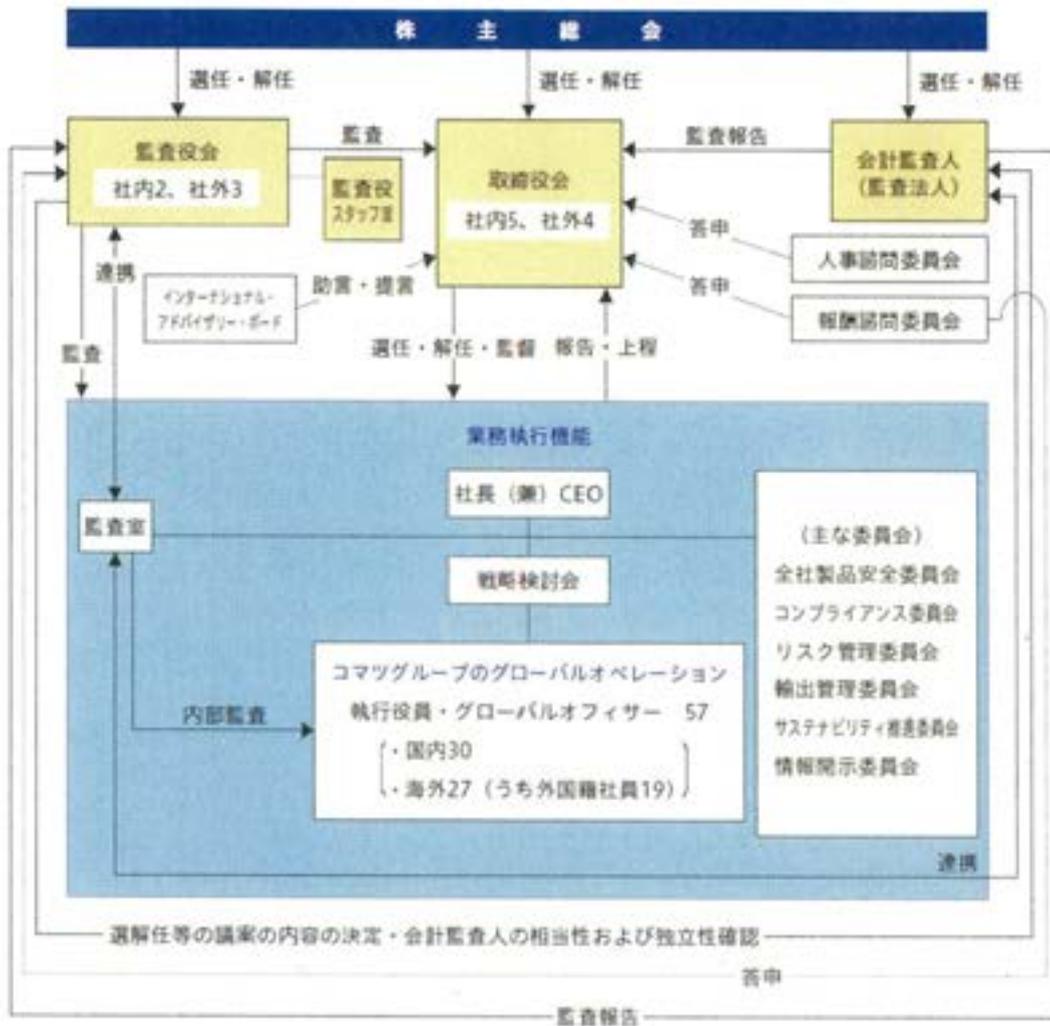
当社では、取締役会をコーポレート・ガバナンスの中核と位置づけ、取締役会の実効性を高めるべく、経営の重要事項に対する討議の充実、迅速な意思決定ができる体制の整備や運用面での改革を図っています。このため、当社は、1999年に執行役員制度を導入し、法令の範囲内で経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離し、社外取締役および社外監査役を選任するとともに、取締役会の構成員数を少数化しています。

当社では、取締役会の実効性向上のための改善に努めており、取締役会の実効性についての評価・分析を毎年行っています。当期は、①取締役会の規模・構成、②議題設定、③報告・説明、情報提供、事後フォロー、④議論、⑤取締役会の役割・機能、⑥自己評価等の観点から評価・分析を行いました。また、当期に実施した取締役会の議題設定や報告・説明方法の変更についても改善となっているか確認しました。その結果、いずれの評価項目においても概ね高い水準にあり、実効性についての重要な問題点の指摘はありませんでした。

また、当社は、内部統制システムとして「業務の適正を確保するための体制」を整備し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めています。

「業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要」は、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しています。

⇒ <https://www.komatsu.jp/ja/ir>



(注) 上記の図は2022年3月31日現在のものです。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況等
代表取締役会長	大橋 徹二	ヤマハ発動機株式会社 社外取締役* 株式会社野村総合研究所 社外取締役* アサヒグループホールディングス株式会社 社外取締役*
代表取締役社長	小川 啓之	CEO
取締役 兼 専務執行役員	森山 雅之	マイニング事業本部長
取締役 兼 専務執行役員	水原 潔	CMO 兼 建機ソリューション本部長
取締役 兼 常務執行役員	堀越 健	CFO
取締役	木川 眞	ヤマトホールディングス株式会社 特別顧問 株式会社セブン銀行 社外取締役* 沖電気工業株式会社 社外取締役* 株式会社肥後銀行 社外取締役監査等委員*
取締役	國部 毅	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長* 株式会社三井住友銀行 取締役会長* 大正製薬ホールディングス株式会社 社外取締役* 南海電気鉄道株式会社 社外取締役監査等委員*
取締役	アーサー M. ミッチェル	ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所 外国法事務弁護士 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 社外取締役*
取締役	齋木 尚子	東京大学公共政策大学院 客員教授 双日株式会社 社外取締役* 株式会社日本政策投資銀行 社外監査役*
常勤監査役	佐々木 輝三	-
常勤監査役	稲垣 泰弘	-
監査役	山口 廣秀	日興リサーチセンター株式会社 理事長* 三井不動産レジデンシャル株式会社 社外監査役*
監査役	篠塚 英子	国立大学法人お茶の水女子大学 名誉教授
監査役	大野 恒太郎	森・濱田松本法律事務所 客員弁護士 イオン株式会社 社外取締役*

- (注) 1. 取締役木川眞氏、國部毅氏、アーサー M. ミッチェル氏および齋木尚子氏は、社外取締役です。
2. 監査役山口廣秀氏、篠塚英子氏および大野恒太郎氏は、社外監査役です。
3. *印は、「重要な兼職」を示します。
4. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職につき、当社とその兼職先との間に特段の取引関係等はありません。

5. 常勤監査役佐々木輝三氏は、当社において経理関係の業務に長く従事し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 当社は、執行役員制度を採用しています。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第 427 条第 1 項および当社定款の規定に基づき、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としています。

③ 補償契約の内容の概要

当社と取締役大橋徹二氏、小川啓之氏、森山雅之氏、水原潔氏、堀越健氏、木川眞氏、國部毅氏、アーサー M. ミッチェル氏および齋木尚子氏ならびに監査役佐々木輝三氏、稲垣泰弘氏、山口廣秀氏、祿塚英子氏および大野恒太郎氏は、会社法第 430 条の 2 第 1 項に規定する補償契約を締結し、同項第 1 号の費用および同項第 2 号の損失を、法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該役員が職務の執行に関し悪意もしくは重大な過失により法令の規定に違反し、もしくは責任を負った場合には、補償した金額に相当する金銭の返還を請求することができることとしています。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および連結子会社の取締役、監査役および執行役員等を被保険者として、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしています。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が、犯罪行為や法令違反を認識しながら行った行為等に起因する損害等、および損害額のうち免責額を超えない部分については、填補の対象としないこととしています。なお、保険料は、当社および連結子会社が負担しています。

⑤ 取締役および監査役の報酬等

ⅰ) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」）は、社外委員 7 名（社外取締役 3 名、社外監査役 3 名、社外有識者 1 名）、社内委員 1 名にて構成される報酬諮問委員会への諮問およびその答申を経た上で、2021 年 2 月 15 日開催の取締役会において決議しました。決定方針の内容の概要等は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、客観的かつ透明性の高い報酬制度とするため、報酬諮問委員会において報酬方針および報酬水準につき審議し、その答申を踏まえ、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役会で決定することとしています。

社外取締役を除く取締役（以下、「社内取締役」）の報酬は、業績との連動性を高め、中長期的な企業価値向上に、より一層資するよう、固定報酬である基本報酬（52 頁 ア）参照）、単年度の連結業績の達成度によって変動する業績連動報酬（現金賞与および株式報酬 A）（52 頁～53 頁 イ）参照）、および中期経営計画に掲げる経営目標の達成度による業績連動報酬（株式報酬 B）（53 頁 ウ）参照）によって構成されます。

また、社外取締役の報酬は、取締役会の一員として経営全般について提言するという役割を考慮し、固定報酬である基本報酬のみとしています。

上記の報酬のうち、基本報酬と現金賞与については、報酬諮問委員会において役位別の月次報酬水準および現金賞与支給月数について審議した上で取締役会に答申し、取締役会において当該答申の内容に基づき役位別の月次報酬水準および現金賞与支給月数について決定することとしており、あわせて、その決定に従った個人別の基本報酬（月次報酬）額および現金賞与支給額の算出および決定を取締役会長大橋徹二氏および代表取締役社長小川啓之氏に委任することを取締役会で決定しています。委任した理由は、役位別の月次報酬水準および現金賞与支給月数については、報酬諮問委員会において審議、決議しており、これに基づく基本報酬および現金賞与の個人別の報酬額の決定については、取締役会における合議によりさらに審議・決定するよりも、当社全体の業務を俯瞰する立場にある取締役会長および代表取締役社長の協議により決定することが適当だと考えているためです。

なお、監査役の報酬も、企業業績に左右されず取締役の職務の執行を監査する権限を有する独立の立場を考慮し、固定報酬である基本報酬のみとし、その具体的な金額については、報酬諮問委員会の答申を踏まえ、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定することとしています。

また、役員退職慰労金については、2007年6月をもって、制度を廃止しました。

【社内取締役の報酬制度】

基本報酬 (固定報酬)	業績連動報酬		
	単年度業績連動報酬 (月次報酬×0～24ヶ月)		
月次報酬×12ヶ月	現金賞与 (原則として2/3) [12ヶ月を上限]	株式報酬A (原則として1/3) 譲渡制限付株式	中期経営計画 業績連動報酬 (月次報酬× 0～3ヶ月) 株式報酬B 譲渡制限付 株式
金銭報酬		株式報酬	

ア) 基本報酬

基本報酬としての月次報酬の水準については、報酬諮問委員会において、グローバルに事業展開する国内の主要メーカーと役位別の水準比較を行い、答申に反映させます。その上で、当該答申に基づき役位別の月次報酬水準について取締役会で決定します。

イ) 単年度の連結業績連動報酬

単年度の連結業績の指標は、連結 ROE^{*1}、連結 ROA^{*2} および連結営業利益率を基本指標とし、成長性（連結売上高伸率）を加味して、次表の割合で評価し、業績連動報酬の支給合計額を毎年算出します。

【単年度の連結業績連動報酬の指標】

	指標	割合
基本指標	連結 ROE ^{*1}	50%
	連結 ROA ^{*2}	25%
	連結営業利益率	25%
調整指標	連結売上高伸率による調整	

*1 ROE = 当社株主に帰属する当期純利益 / ((期首株主資本 + 期末株主資本) / 2)

*2 ROA = 税引前当期純利益 / ((期首総資産 + 期末総資産) / 2)

当該業績指標を選定した理由は、コマツグループ全体の効率性や成長性を表す数値として適切であると考えたことによるものです。なお、この点については、過去の評価指標との継続性なども踏まえ、報酬諮問委員会において審議の上、取締役会で決定しています。

なお、当該業績指標は、取締役会の決議により今後変更されることがあります。

当事業年度における業績指標に関する実績は、連結 ROE10.9%、連結 ROA8.0%、連結営業利益率 11.3%、売上高伸率 28.0%増であり、支給水準については当該結果に基づき決定しています。

単年度連結業績連動報酬の水準は、取締役の基本報酬（月次報酬の 12 ヶ月分）の 2 倍を上限とし、下限は無支給（その場合の取締役報酬は、基本報酬のみ）となります。

単年度連結業績連動報酬の支給合計額の 3 分の 2 相当は、現金賞与として支給するものとし、現金賞与を差し引いた残りについては、株主の皆さまとの価値共有を一層促進することを目的に、取締役会の決議に基づき、株式報酬として譲渡制限付株式を付与する方法で支給します（株式報酬 A）。ただし、現金賞与については、上限を月次報酬の 12 ヶ月分相当とし、12 ヶ月を超える分については、現金賞与に代えて株式報酬 A を支給します。なお、株式報酬 A は、原則として交付より 3 年の後に譲渡制限を解除します。

ウ) 中期経営計画の業績連動報酬

当社の中期経営計画の期間を対象とし、社内取締役に対し、毎事業年度、取締役会の決議に基づき、月次報酬の 3 ヶ月相当分を株式報酬として、譲渡制限付株式を付与する方法で支給します（株式報酬 B）。株式報酬 B は、中期経営計画の期間の終了後に、中期経営計画の経営目標（37 頁）のうち主に次表に掲げるものの達成状況に基づいて譲渡制限の解除を行う株式数（0～100%）を決定し、原則として交付より 3 年の後に株式の譲渡制限を解除します。

当該業績指標を選定した理由は、当該報酬が中期経営計画の業績連動報酬であることから、中期経営計画に定める経営目標と紐付けた上で、中長期的な企業価値向上により一層資する報酬制度とするという当該報酬の目的に照らし、成長性、収益性を重視しながら当社の業績を多角的に取締役の報酬に反映させるために、これらの業績指標を総合的に考慮することが適切であると考えたためです。

なお、当該報酬の算定の基礎とする業績指標は、取締役会の決議により変更されることがあります。

当事業年度における主な業績指標に関する実績は、次のとおりです。

	経営指標	実績
成長性	売上高成長率	28.0%増
収益性	営業利益率	11.3%
効率性	ROE ^{*1}	10.9%
健全性	ネット・デット・イクイティ・レシオ ^{*2}	0.28
リターン 事業	ROA ^{*3}	1.8%
	ネット・デット・イクイティ・レシオ ^{*2}	3.51
ESG	環境負荷低減	製品使用による CO ₂ 削減(2010 年比):19%削減
		生産による CO ₂ 削減(2010 年比):36%削減（見込値）
		再生エネルギー使用率：14%（見込値）
	外部評価	DJSI ^{*4} 選定 CDP ^{*5} Aリスト選定（気候変動、水リスク）

* 1 ROE = 当社株主に帰属する当期純利益 / ((期首株主資本 + 期末株主資本) / 2)

* 2 ネット・デット・イクイティ・レシオ（ネット負債資本比率） = (有利子負債 - 現預金) / 株主資本

* 3 ROA = セグメント利益 / ((期首総資産 + 期末総資産) / 2)

* 4 ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インディセーズ：米国 S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス社が選定する ESG 投資指標

* 5 企業や政府が温室効果ガス排出量を削減し、水資源や森林を保護することを推進する国際的な非営利団体

【譲渡制限付株式による株式報酬制度の内容】

(1) 概要

- 本制度は、当社の社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」）に対して、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行または処分し、これを保有させるものです。
- 当社は、対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」）を締結します。
対象取締役は、本割当契約に定める一定の期間（以下、「譲渡制限期間」）中は、本割当契約によって交付された株式（以下、「本割当株式」）を、自由に譲渡、担保権の設定その他の処分（以下、「譲渡等」）することができないものとします（以下、「譲渡制限」）。
なお、報酬諮問委員会の答申を踏まえ取締役会で決定した業績条件の未達等、一定の事由が生じたことにより譲渡制限が解除されなかった株式につきましては、当社が、対象取締役から無償で取得します。
また、譲渡制限期間中および譲渡制限解除後に、取締役会において、対象取締役に本制度に基づき交付された株式を返還させることが妥当と決議された場合には、対象取締役が当該株式相当分を当社に返還することを本割当契約に定めています。
- その他の本制度の運用に関する事項につきましては、報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定します。

	株式報酬 A (半年度業績連動型)	株式報酬 B (中期経営計画業績連動型)
(2) 報酬制度の構成	当社の半年度の業績等に基づいて報酬額を決定し、対象取締役に對し、毎事業年度、決定した報酬額の一部を譲渡制限付株式により支給するもの。 原則として、交付より3年の後に譲渡制限を解除する。	当社の中期経営計画の期間を対象とし、対象取締役に對し、毎事業年度、役位に応じた報酬基準額に基づいて譲渡制限付株式を割り当てる。中期経営計画の期間の終了後、中期経営計画の経営目標の達成状況等に基づいて譲渡制限の解除を行う株式数を決定し、原則として、交付より3年の後に譲渡制限を解除する。
(3) 金銭報酬債権の額および株式数の上限	金銭報酬債権の額： 年額3億6千万円以内（ただし、使用人兼務取締役に對する使用人分給与は含まない） 本割当株式の総数： 1事業年度当たり23万9千株以内	金銭報酬債権の額： 年額1億8千万円以内（ただし、使用人兼務取締役に對する使用人分給与は含まない） 本割当株式の総数： 1事業年度当たり12万株以内
	ただし、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、本割当株式の総数を合理的に調整するものとする。	
(4) 1株当たりの払込金額	各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）等、本制度により当社の普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定する。	
(5) 譲渡制限期間	3年間とし、当該期間中、対象取締役は、本割当株式について譲渡等をしてはならないものとする。	
(6) 譲渡制限の解除	原則として譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されるものとする。	原則として中期経営計画に掲げる主要な経営指標その他の取締役会が定める指標に基づき、中期経営計画の経営目標の達成度合い等に応じて、本割当株式の全部または一部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限

		を解除する。当社は、中期経営計画の経営目標の達成状況等に基づいて譲渡制限の解除を行う株式数を決定した時点において、上記の定めに基づき譲渡制限が解除されないこととなった本割当株式について、当然に無償で取得する。
(7)退任時の取扱い	<p>譲渡制限期間が満了する前に、対象取締役が、死亡により、当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整したうえで、すべての譲渡制限を解除する。</p> <p>譲渡制限期間が満了する前に、対象取締役が、任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由（以下、「正当な退任理由」）なく、当社の取締役を退任した場合には、当社は、本割当株式の全部または一部を当然に無償で取得する。</p>	<p>譲渡制限期間が満了する前に、対象取締役が、死亡により、当社の取締役を退任した場合には、(i)本割当株式を付与した時点から中期経営計画の経営目標の達成状況等に基づいて譲渡制限の解除を行う株式数を決定した時点より前までの間においては、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、(ii)中期経営計画の経営目標の達成状況等に基づいて譲渡制限の解除を行う株式数を決定した時点から譲渡制限期間満了時点までの間においては、譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。</p> <p>譲渡制限期間が満了する前に、対象取締役が、正当な退任理由なく、当社の取締役を退任した場合には、当社は、本割当株式の全部または一部を当然に無償で取得する。</p>
(8)その他取締役会で定める内容	その他の内容につきましては、取締役会で定め、当該事項を本割当契約の内容とする。	

エ) マルス・クローバック制度

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、マルス（減額・没収）・クローバック（返還）の制度について決議しました。取締役の業務執行に起因して、重大な財務諸表の修正や当社のレピュテーションに重大な影響を及ぼす事象等が発生した場合には、社内取締役に支給する業績連動報酬につき減額・没収し、または返還を求めることがあります。返還請求等の内容は、個々の事象に応じ、原則として報酬諮問委員会の審議を経た上で、取締役会にて決定します。

ii) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の総額			報酬等の総額 百万円
		固定報酬	業績連動報酬等		
		金銭報酬		非金銭報酬等	
		基本報酬	現金賞与	株式報酬 (注)3	
取締役	10名	百万円 398	百万円 207	百万円 182	百万円 787
うち、社外取締役	4名	68	—	—	68
監査役	6名	142	—	—	142
うち、社外監査役	3名	55	—	—	55
合計	16名	540	207	182	928
うち、社外役員	7名	122	—	—	122

- (注) 1. 当事業年度末日における会社役員の人数は、取締役9名（うち、社外取締役4名）、監査役5名（うち、社外監査役3名）であります。上記には、2021年6月開催の第152回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名を含んでいます。
2. 2018年6月19日開催の第149回定時株主総会において、取締役の基本報酬および現金賞与の合計の報酬限度額は年額15億円以内（うち、社外取締役分は年額1億円以内）、監査役の報酬限度額は年額2億円以内と決議いただいています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は3名）、監査役の員数は5名（うち、社外監査役は3名）です。また、同定時株主総会において、社内取締役に対する株式報酬として付与する譲渡制限付株式に関する報酬等の限度額は、単年度業績連動の株式報酬Aについては、年額3億6千万円以内、中期経営計画業績連動の株式報酬Bについては、年額1億8千万円以内、その他の条件等については、i)【譲渡制限付株式による株式報酬制度の内容】(54頁～55頁)に記載のとおりと決議いただいています。なお、上記決議いただいた各報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでいません。
3. 株式報酬は、取締役に対する金銭でない報酬等として当事業年度に会計上計上した費用の額を記載しています。具体的には、2021年度の業績により支給水準を決定し、譲渡制限付株式報酬として支給することを見込んで計上した株式報酬Aの費用の額（付与株式数は、未確定です。）、および2021年7月16日開催の取締役会において決議し、2021年9月1日を払込期日とした譲渡制限付株式報酬としての新株式発行により、当事業年度に報酬として計上した株式報酬Bの費用の額（32,910株相当）の合計を記載しています。その他の当該株式報酬の内容およびその交付状況は、i)【譲渡制限付株式による株式報酬制度の内容】(54頁～55頁)および2. (5)「当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」(47頁)に記載のとおりです。
4. 使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。
5. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しています。
6. 当社の取締役の個人別の報酬等の内容は、報酬諮問委員会において、決定方針との整合性の観点を含めて審議した上で、役員別の月次報酬水準および現金賞与支給月数を決議し、取締役会に答申します。当社の取締役会（ならびにその委任を受けた取締役会長および代表取締役社長）は、報酬諮問委員会の審議の過程と答申の内容が適正であることを確認した上で、報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役の個人別の報酬額を決定していることから、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、決定方針に沿うものであると判断しています。

⑥ 社外役員の当事業年度における主な活動状況等

当事業年度における社外役員の主な活動状況および独立性に関する事項は、以下のとおりです。

なお、当社は、氏名横に「独立」のマークを付けた社外取締役および社外監査役を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

1) 社外取締役

氏名	木川 眞 独立
出席の状況	取締役会 100% (15 回中 15 回)
主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	木川眞氏は、ヤマトホールディングス株式会社およびヤマト運輸株式会社の代表取締役を務めた経歴を有しています。主に当社の経営戦略に対する適切なモニタリングを行い、中長期的な企業価値を高めることに寄与する見地から、取締役会において積極的に多岐にわたる意見を述べており、当事業年度は、特に、サプライチェーンの最適化、ソリューションビジネス、リスク管理等につき、実業界における豊富な経験から発言を行いました。また、当社人事諮問委員会および報酬諮問委員会において委員長を務めました。

氏名	國部 毅 独立
出席の状況	取締役会 100% (15 回中 15 回)
主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	國部毅氏は、株式会社三井住友銀行の代表取締役頭取や株式会社三井住友フィナンシャルグループの代表取締役社長、取締役 代表執行役社長を務めた経歴を有し、両社の取締役会長を務めています。主に経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンス強化に寄与する見地から、取締役会において積極的に多岐にわたる意見を述べており、当事業年度は、特に、気候変動対策、中期経営計画の運用、経済安全保障等につき、実業界における豊富な経験から発言を行いました。また、当社人事諮問委員会および報酬諮問委員会の委員を務めました。

氏名	アーサー M. ミッチェル 独立
出席の状況	取締役会 100% (15 回中 15 回)
主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	アーサー M. ミッチェル氏は、米国ニューヨーク州弁護士、本邦外国法事務弁護士として長年にわたり活動してきた経歴を有しています。主に当社のグローバルな事業展開におけるリスクを軽減・回避し、中長期的な企業価値向上に寄与する見地から、取締役会において積極的に多岐にわたる意見を述べており、当事業年度は、特に、M&A 戦略、グローバルな法規制対応、サステナビリティ課題への取り組み等につき、国際的視点および専門的な見地から発言を行いました。また、当社人事諮問委員会および報酬諮問委員会の委員を務めました。

氏名	齋木 尚子 (独立)
出席の状況	取締役会 100% (11 回中 11 回)
主な活動状況 および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	齋木尚子氏は、外務省で経済局長・国際法局長等を歴任するなど、国際情勢、国際法や経済分野における高い見識と豊富な経験を有しています。主に当社の中長期的な企業価値向上に寄与する見地から、取締役会において積極的に多岐にわたる意見を述べており、当事業年度は、特に、カントリーリスク、中期経営計画の評価指標、子会社の体制整備等につき、国際的視点および専門的な見地から発言を行いました。また、当社人事諮問委員会および報酬諮問委員会の委員を務めました。

(注) 社外取締役齋木尚子氏は、2021年6月開催の第152回定時株主総会において選任されたため、出席対象取締役会の回数が他の社外取締役と異なります。

ii) 社外監査役

氏名	山口 廣秀 (独立)
出席の状況	取締役会 100% (15 回中 15 回) 監査役会 100% (15 回中 15 回)
主な活動状況	山口廣秀氏は、日本銀行副総裁を務めた経歴を有しています。当事業年度は取締役会および監査役会において、世界経済の状況、会計監査人との連携、コンプライアンス体制等につき、専門的な見地から発言を行いました。また、当社報酬諮問委員会の委員を務めました。

氏名	篠塚 英子 (独立)
出席の状況	取締役会 100% (15 回中 15 回) 監査役会 100% (15 回中 15 回)
主な活動状況	篠塚英子氏は、経済・労働・法律等の分野における、幅広い知識と経験を有しています。当事業年度は、取締役会および監査役会において、安全管理体制、業務監査、人材の確保・多様性等につき、専門的な見地から発言を行いました。また、当社報酬諮問委員会の委員を務めました。

氏名	大野 恒太郎 (独立)
出席の状況	取締役会 100% (15 回中 15 回) 監査役会 100% (15 回中 15 回)
主な活動状況	大野恒太郎氏は、法曹界での豊富な経験を有しています。当事業年度は、取締役会および監査役会において、グローバルな監査体制、人材の育成・活用、内部統制等につき、専門的な見地から発言を行いました。また、当社報酬諮問委員会の委員およびコンプライアンス委員会のオブザーバーを務めました。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

当社の当事業年度に係る報酬等の額	384 百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	682 百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、社内関係部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬実績の推移、報酬見積りの算出根拠等を確認し、会計監査人の報酬等の妥当性について検討した結果、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当社の当事業年度に係る報酬等の額はこれらを含めて記載しています。
3. 当社の重要な子会社のうち、コマツアメリカ株式会社をはじめとする 35 社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けています。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外に、主にユーロ・ミディアム・ターム・ノートのコンフォートレター作成等について、報酬を支払っています。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、信頼性等について問題があり、適正な職務の遂行が困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

以上

インターネット開示事項

- ・事業報告「財産および損益の状況の推移」「主要な事業内容」「主要な営業所および工場」「会社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要」

1. 財産および損益の状況の推移

	第 150 期 2018 年 4 月 ～ 2019 年 3 月	第 151 期 2019 年 4 月 ～ 2020 年 3 月	第 152 期 2020 年 4 月 ～ 2021 年 3 月	第 153 期 2021 年 4 月 ～ 2022 年 3 月
売上高（億円）	27,252	24,448	21,895	28,023
営業利益（億円）	3,978	2,507	1,673	3,170
税引前当期純利益（億円）	3,774	2,231	1,627	3,245
当社株主に帰属する当期純利益 （億円）	2,564	1,538	1,062	2,249
1 株当たり当社株主に帰属する 当期純利益（円）	271.81	162.93	112.43	237.97
ROE * ¹ （%）	14.7	8.6	5.8	10.9
ROA * ² （%）	10.8	6.1	4.4	8.0
総資産（億円）	36,382	36,536	37,848	43,475
株主資本（億円）	18,155	17,716	19,122	22,325

* 1 ROE = 当社株主に帰属する当期純利益 / ((期首株主資本 + 期末株主資本) / 2)

* 2 ROA = 税引前当期純利益 / ((期首総資産 + 期末総資産) / 2)

(注) 1 株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しています。

2. 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

部門	主な商品・事業	
建設機械 ・車両	掘削機械	油圧ショベル、ロープショベル、ミニショベル、バックホーローダー、プラスチックドリル
	積込機械	ホイールローダー、ミニホイールローダー、スキッドステアローダー
	整地・路盤用機械	ブルドーザー、モーターグレーダー
	運搬機械	ダンプトラック、アーティキュレートダンプトラック、クローラキャリア
	林業機械	ハーベスター、フォワーダー、フェーバンチャー
	地下建設機械	シールドマシン、トンネル掘削マシン
	地下鉱山機械	コンティニュースマイラー、ロングウォールシッラー、ロードホールドダンプ、ジャンボドリル
	環境リサイクル機械	自走式破砕機、自走式土質改良機、自走式木材破砕機
	産業車両	フォークリフト
	その他機械	鉄道メンテナンス機械
	エンジン、機器	ディーゼルエンジン、ディーゼル発電機、油圧機器
	鋳造品	鋳鋼・鋳鉄品
	物流関連	運輸、倉庫、梱包
	リースファイナンス	販売金融
産業機械他	鍛圧機械	サーボプレス、機械プレス
	板金機械	レーザー加工機、プラスチック加工機、プレスブレーキ、シー
	工作機械	トランスファーマシン、マシニングセンター、クランクシャフトミラー、研削盤、ワイヤー
	防衛関連	弾薬、装甲車
	温度制御機器	サーモシールド、半導体製造用温度制御機器
	光学機械	半導体露光装置用エキシマレーザー

3. 主要な営業所および工場（2022年3月31日現在）

(1) 当社

営業所等	本社（東京都港区）、開発本部万田地区（神奈川県平塚市）
工場	粟津工場（石川県小松市）、金沢工場（石川県金沢市）、氷見工場（富山県氷見市）、大阪工場（大阪府枚方市）、六甲工場（兵庫県神戸市）、茨城工場（茨城県ひたちなか市）、小山工場（栃木県小山市）、栃木工場（栃木県小山市）、郡山工場（福島県郡山市）、湘南工場（神奈川県平塚市）

（注）開発本部内の拠点のうち、工場に併設されているものについては工場に含めて記載しています。

(2) 重要な子会社

名称	営業所等・工場の所在地
マツカスターマール株式会社	本社（東京都港区）
マツクイック株式会社	本社（神奈川県横浜市）
マツ物流株式会社	本社（東京都港区）
マツビジネスマール株式会社	本社（東京都港区）
マツ産機株式会社	本社（石川県金沢市）
マツ NTC 株式会社	本社・工場（富山県南砺市）
キガフoton株式会社	本社・工場（栃木県小山市）
マツアメリカ株式会社	本社・工場（米国）
ハンスレーイングストリス株式会社	本社・工場（米国）
マツマニング株式会社	本社（米国）
ジョイグローバルマニンググループマニング 有限会社	本社・工場（米国）
ジョイグローバルサーフェスマニング株式会社	本社・工場（米国）
ジョイグローバルロングヒューローレシヨンス 有限会社	本社・工場（米国）
マツブラジル有限会社	本社・工場（ブラジル）
マツブラジルインターナショナル有限会社	本社（ブラジル）
マツヘルシングアメリカ有限会社	本社（刊）
マツカミンス刊有限会社	本社（刊）
ジョイグローバル刊株式会社	本社・工場（刊）
マツフィナンシャルパートナーシップ	本社（米国）
マツファイナンス刊株式会社	本社（刊）
欧州マツ株式会社	本社（ハルチン）
英国マツ株式会社	本社・工場（英国）
マツドイツ有限会社	本社・工場（ドイツ）
マツイタリア製造株式会社	本社・工場（イタリア）
マツホルスト株式会社	本社・工場（スウェーデン）
有限会社マツ・シー・アイ・エス	本社（ロシア）
マツフィナンシャルヨーロッパ株式会社	本社（ハルチン）
小松（中国）投資有限公司	本社（中国）
小松（常州）建機公司	本社・工場（中国）
小松山推建機公司	本社・工場（中国）
小松（山東）建機有限公司	本社・工場（中国）
マツインドネシア株式会社	本社・工場（インドネシア）

名 称	営業所等・工場の所在地
ITマーケティング・ホールディングス株式会社	本社（インドネシア）
バンコクIT株式会社	本社・工場（タイ）
ITインディア有限会社	本社・工場（インド）
ITマーケティング・ホールディングスオーストラリア株式会社	本社（オーストラリア）
ITオーストラリア株式会社	本社（オーストラリア）
シグロ・グローバルオーストラリアホールディングス株式会社	本社（オーストラリア）
シグロ・グローバルオーストラリア株式会社	本社・工場（オーストラリア）
IT南アフリカ株式会社	本社（南アフリカ）
小松（中国）融資租賃有限公司	本社（中国）
ITオーストラリアコーポレートファイナンス株式会社	本社（オーストラリア）

4. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権の状況 (2022年3月31日現在)

名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる株式の数 (1個当たり株式の数)	1株当たり 払込金額	1株当たり 権利行使価額	新株予約権の 行使可能期間
第22回新株予約権 (2014年8月1日)	63個	6,300株 (100株)	無償	1円	2017年8月1日 ~2022年7月31日
第24回新株予約権 (2015年8月3日)	176個	17,600株 (100株)	無償	1円	2018年8月3日 ~2023年7月31日
第25回新株予約権 (2016年8月1日)	7個	700株 (100株)	1,721円	1円	2019年8月1日 ~2024年7月31日
第26回新株予約権 (2016年8月1日)	459個	45,900株 (100株)	無償	1円	2019年8月1日 ~2024年7月31日
第27回新株予約権 (2017年8月1日)	12個	1,200株 (100株)	2,599円	1円	2020年8月1日 ~2025年7月31日
第28回新株予約権 (2017年8月1日)	780個	78,000株 (100株)	無償	1円	2020年8月1日 ~2025年7月31日
合計	1,497個	149,700株	(ご参考：発行済株式総数 945,766,293株 (自己株式を除く))		

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式です。
2. 「権利行使価額」は、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をいいます。

(2) 当社取締役および監査役が保有する新株予約権の状況 (2022年3月31日現在)

① 取締役(社外取締役を除く)の新株予約権の保有状況

該当事項はありません。

② 社外取締役の新株予約権の保有状況

名称	保有者数	保有数	新株予約権の目的となる株式の数
第25回新株予約権	1名	7個	700株
第27回新株予約権	1名	6個	600株

③ 監査役の新株予約権の保有状況

名称	保有者数	保有数	新株予約権の目的となる株式の数
第28回新株予約権	1名	14個	1,400株

(注) 上記は、2022年3月31日現在在任中の監査役が、当社使用人の地位にあった時(監査役選任前)に交付された新株予約権です。

(3) 当事業年度中に当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制について、当社の取締役会が決議した内容は、次のとおりです。

1 内部統制に係る基本方針

当社は、「企業価値とは、我々を取り巻く社会とすべてのステークホルダーからの信頼度の総和である。」と考えている。

企業価値を高めるためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると認識している。取締役会での議論の実質性を高めるために、取締役会の少人数体制を維持する一方、社外取締役および社外監査役を選任し、経営の透明性と健全性の維持に努めている。また、取締役会によるガバナンスの実効性を高め、十分な審議と迅速な意思決定が行われるよう、取締役会の運営の改善を図っている。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会の記録およびその他稟議書等、取締役の職務執行に係る重要な情報を、法令および社内規定の定めるところにより、適切に保存し、管理する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業価値を高める努力を続けると同時に、当社の持続的発展を脅かすあらゆるリスク、特にコンプライアンス問題、環境問題、品質問題、災害発生、情報セキュリティ問題等を主要なリスクと認識してこれに対処すべく、以下の対策を講ずる。

- ① リスクを適切に認識し、管理するための規定として「リスク管理規程」を定める。この規程に則り、個々のリスクに関する管理責任者を任命し、リスク管理体制の整備を推進する。
- ② リスク管理に関するグループ全体の方針の策定、リスク対策実施状況の点検・フォロー、リスクが顕在化した時のコントロールを行うために「リスク管理委員会」を設置する。「リスク管理委員会」は、審議・活動の内容を定期的に取り締めに報告する。
- ③ 重大なリスクが顕在化した時には緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講ずる。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために以下を実施する。

- ① 取締役会を原則として月1回以上定期的を開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。社外取締役の参加により、経営の透明性と健全性の維持に努める。また、「取締役会規程」および「取締役会付議基準」を定め、取締役会が決定すべき事項を明確化する。
- ② 執行役員制度を導入するとともに、取締役および執行役員等の職務分掌を定める。また、取締役および執行役員等の職務執行が効率的かつ適正に行われるよう「決定権限規程」等の社内規定を定める。
- ③ 取締役会の効率的な運営に資することを目的として、役付執行役員等で構成された戦略検討会を設置する。執行役員等は、戦略検討会での審議を踏まえ、取締役会から委譲された権限の範囲内で職務を執行する。

5 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法令および「取締役会規程」の定めに従い、経営上の重要事項について決定する。

取締役は、取締役会の決定に基づき、各自の業務分担に応じた職務を執行するとともに、使用人の職務執行を監督し、それらの状況を取締役に報告する。

コンプライアンスを統括する「コンプライアンス委員会」を設置し、その審議・活動の内容を定期的にと取締役会に報告する。また、法令順守はもとより、すべての取締役および社員が守るべきビジネス社会のルールとして、「コマツの行動基準」を定めるとともに、コンプライアンスを担当する執行役員を任命し、コンプライアンス室を設置するなど、ビジネス社会のルール順守のための体制を整備し、役員および社員に対する指導、啓発、研修等に努める。

併せて、法令およびビジネス社会のルールの順守上疑義のある行為に関する社員からの報告・相談に対応するため、通報者に不利益を及ぼさないことを保証した内部通報制度を設ける。

6 当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社規程」および関連規則を定める。また、「コマツの行動基準」は、グループに属する関係会社すべてに適用する行動指針として位置付ける。これらの規定および基準をもとに、関係会社を所管する当社の各部門は、所管する各会社を管理・サポートし、グループ各社では業務を適正に推進するための諸規定を定める。
- ② 主要関係会社には、必要に応じて当社から取締役および監査役を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行う。
- ③ 当社の「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」、「輸出管理委員会」等の重要な委員会は、グループを視野に入れて活動することとし、随時、各関係会社の代表者を会議に参加させる。
- ④ 特に重要な関係会社には、リスクおよびコンプライアンスも含めた事業の状況について、当社取締役会に定期的に報告させる。
- ⑤ 当社の監査室は、当社各部門の監査を実施するとともに、主要関係会社の監査を実施または統括し、各関係会社が当社に準拠して構築する内部統制制度およびその適正な運用状況について監査および指導する。また監査室は、グループ全体の内部統制制度の構築および運用状況、ならびにその結果について、定期的に取締役会および監査役会に報告する。

6-1 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

関係会社を所管する当社の各部門は、「関係会社規程」および関連規則に基づき、所管する各会社に経営状況、財務状況、その他経営上の重要事項を報告させる。

6-2 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に記載するリスク管理体制をグループ全体に適用し、グループ全体のリスクを統括的に管理する。

6-3 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「関係会社規程」および関連規則に基づき、子会社が当社の連結経営に多大な影響を及ぼす事項を実施する場合、当社の事前承認または当社への事前連絡を求める。さらに、当社は、関係会社の取締役会付議基準、取締役会の開催頻度、出席状況、付議議案の報告を受け、関係会社の職務執行の状況を継続的に把握することで、グループ全体の経営の効率化を図る。

6-4 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「5 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」に記載する内部統制およびコンプライアンス体制をグループ全体に適用し、グループ各社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を整備する。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 監査役がその職務を補助する監査役スタッフ室を設置し、専任および兼任の使用人を配置する。

8 監査役補助者の取締役からの独立性および当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役スタッフ室所属の使用人の人事取扱い（採用、任命、異動）については、常勤監査役の承認を前提とする。
- ② 監査役スタッフ室専任の使用人は、取締役の指揮命令から独立しており、その人事考課等については、常勤監査役が行う。
- ③ 当社の常勤監査役は、監査役スタッフ室所属の使用人と、定期的に会議を開催し、監査役スタッフ室の業務遂行の状況を確認する。

9 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、法令に従い、取締役および執行役員等から担当業務の執行状況について報告を受ける。
- ② 取締役は、当社およびグループ内の各関係会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告する。
- ③ 監査役は、内部統制に関する各種委員会および主要会議体にオブザーバーとして出席するとともに、当社の重要な意思決定の文書である稟議書および重要な専決書を開覧する。
- ④ 監査役は、任務を遂行するために必要な法律顧問、その他のアドバイザーを選任できる。

9-1 子会社の取締役・監査役・使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当該株式会社の監査役に報告するための体制

当社およびグループ会社の重要経営事項を扱う戦略検討会、ならびにコンプライアンス事項およびリスク管理事項を扱うコンプライアンス委員会、リスク管理委員会、輸出管理委員会等の委員会に、監査役はオブザーバーとして出席する。

「関係会社規程」および関連規則に基づき、関係会社から報告される経営状況、財務状況、その他経営上の重要事項は、監査役にも報告される。

「リスク管理規程」および「内部監査規程」は関係会社も対象とし、重要事項は監査役に報告される。

9-2 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社およびグループ各社が制定するコンプライアンスに関する原則に、報告・通報したことを理由として不利益な取扱いはないことを明記し、当該原則に従って運用する。

10 監査役の職務執行に生ずる費用の前払い・償還手続その他職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、執行部門と協議の上、監査役会で承認された監査計画を実行するために必要な予算を確保する。

当社は、監査役がその職務執行について費用等の請求をしたときは、監査役の職務執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、速やかにその費用を支出する。

監査役の職務執行に係る費用の管理および執行は、監査役および監査役スタッフ室所属の使用人が行う。

11 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「コマツグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力および団体とは、一切関係を持たない。」という基本方針を有しており、以下に取り組んでいる。

- ① 上記方針を「コマツの行動基準」に明記し、社内およびグループ各社に周知させている。
- ② 本社総務部が統括部門となり、警察および外部の専門機関と連携をとりながら、上記方針に則り、反社会的勢力による不当要求に対しては組織的に毅然と対処すると共に、当該勢力との取引の未然防止等に努めている。
- ③ 上記の外部機関からの情報収集、教育・研修の参加等も積極的に行い、当該情報の社内およびグループの関係部門間での共有にも努めている。

(2) 運用状況の概要

内部統制システム全般について	概要
	会社法改正に伴い内部統制の基本方針を2015年4月に一部改定し、国内外の子会社を含めた内部統制システムの整備を進めています。
	対応する「業務の適正を確保するための体制」
	1 内部統制に係る基本方針
取締役の職務執行について	概要
	① 取締役会を15回開催し、取締役会付議基準に基づき経営上の重要事項の決定を行い、業務執行の報告をしました。業務執行報告は連結売上ベースではほぼ100%の事業をカバーしていますが、極めて小規模な事業についても、安全・コンプライアンス・リスクを中心に取締役会で報告をしています。取締役会での議論を尽くすため、十分な審議時間を確保し、重要議案は討議・決議と日を改めて2回取締役会に上程するプロセスを採用しています。
	② また、取締役会では、社長より毎月、安全・コンプライアンス・リスク等の直近の重要事項およびトピックスを報告しています。またCFOより毎月、売上・損益の状況、受注状況、借入金の状況を報告しています。
	③ 社外取締役および社外監査役による「社外役員ミーティング」を開催し、独立した客観的な立場から経営諸課題に関する意見交換を行いました。さらに社長を交えた議論もを行い、認識共有を図りました。
	④ 取締役会の記録およびその他稟議書等については、文書管理の社内規定に基づき、適切に保存、管理しています。
	対応する「業務の適正を確保するための体制」
	2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
リスク管理について	概要
	リスク管理委員会を2回開催し、リスク対策実施状況の点検やリスクの未然防止に努めるとともに、その審議・活動内容を取締役会で報告しました。また、国内外の子会社におけるリスク管理体制の整備を推進しました。
	当期は、新型コロナウイルス感染症とウクライナ情勢への対応について、社長をトップとする対策会議を設置し、人事、マーケティング、生産、開発等の各機能でグローバルに情報を収集・共有し、対応方針の確認・展開を実施しました。
	対応する「業務の適正を確保するための体制」
	3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 6-2 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンスについて	概要
	コンプライアンス委員会では、「コマツの行動基準」の改訂、各種教育・情報発信、内部通報制度の整備・運用をはじめとした国内外での諸活動を推進するとともに、その審議・活動内容を取締役会で報告しました。当期は、コンプライアンス委員会を2回開催しました。また、潜在的リスクの「見える化調査」を行いました。当社では2006年以来情報誌「みんなのコンプライアンス」を毎月継続的に発行し、海外子会社でも展開を進めていま

	<p>す。また、コンプライアンス上の主要なリスクについては、定期的な監査を行い予防に努めています。</p> <p style="text-align: center;">対応する「業務の適正を確保するための体制」</p> <p>5 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制</p> <p>6-4 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制</p>
子会社管理 について	概要
	<p>① グループのガバナンス強化のため、重要子会社 45 社（国内 12 社、海外 33 社）に当社の執行役員および地域統括会社の役員等を取締役、監査役として派遣し、経営のモニタリングを行うとともに、当社担当部門で子会社の取締役会開催状況を継続的に確認しています。</p> <p>② グループ全体の内部統制の一層のレベル向上のため、重要子会社 45 社において「内部統制の基本方針」を取締役会決議により制定し、またその運用状況を当社の取締役会で確認し、改善に努めています。その他の子会社についても内部統制の体制を整備します。</p> <p>③ 当社は、「関係会社規程」および関連規則に基づき、子会社が連結経営上の重要事項を実施するにあたっては、当社への事前報告または事前承認を条件としています。</p>
	対応する「業務の適正を確保するための体制」
	<p>6 当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制</p> <p>6-1 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制</p> <p>6-3 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p>
監査役について	概要
	<p>監査役は、取締役会、戦略検討会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要会議への出席、当社および子会社の拠点往査、当社および重要な子会社の代表取締役その他の役員および経営幹部との意見交換、国内子会社の常勤監査役との連絡会および個別面談等により内部統制システムの整備・運用状況を確認しています。</p> <p>また、内部監査部門、会計監査人等と定期的に意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性を高めています。</p> <p>監査役の職務補助のため、監査役スタッフ室に必要な要員を配置し、監査計画に基づき職務上必要と見込まれる費用を予算計上し、適切に管理・執行しています。</p>
	対応する「業務の適正を確保するための体制」
	<p>7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項</p> <p>8 監査役補助者の取締役からの独立性および当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項</p> <p>9 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p>

	<p>9-1 子会社の取締役・監査役・使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当該株式会社の監査役に報告するための体制</p> <p>9-2 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p> <p>10 監査役職務執行に生ずる費用の前払い・償還手続その他職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項</p>
反社会的勢力排除について	概要
	<p>当社および国内子会社においては、取引契約書の中に反社会的勢力排除条項を織り込み取引先のチェックを行っています。海外子会社においても、上記と同様の体制の整備を推進しました。</p>
	対応する「業務の適正を確保するための体制」
	11 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

第 153 期 事業報告の附属明細書

(2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)

----- 目 次 -----

1. 他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況

東京都港区赤坂二丁目3番6号

株式会社 小松製作所

代表取締役社長 小川 啓之

1. 他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 取締役

該当事項はありません。

(2) 監査役

該当事項はありません。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社小松製作所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田名部 雅文

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 錦織 倫生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 外山 大祐

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社小松製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により定められた、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社小松製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合に

は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により定められた、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により定められた、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により定められた、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社小松製作所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田名部 雅文

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 錦織 倫生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 外山 大祐

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社小松製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第153期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社 小松製作所 監査役会

常勤監査役 佐々木 輝 三

常勤監査役 稲垣 泰 弘

監査役 山口 廣 秀

監査役 篠塚 英 子

監査役 大野 恒太郎

(注) 監査役山口廣秀、監査役篠塚英子及び監査役大野恒太郎は、会社法に定める社外監査役であります。

本書記載の事項のうち写しである書類については、全て原本の写しに相違ありません。

2022年8月8日

滋賀県蒲生郡竜王町大字薬師1166番地

コマツキャブテック株式会社

代表取締役社長 仲泉 達也





本書記載の事項のうち写しである書類については、全て原本の写しに相違ありません。

2022年10月14日

東京都港区赤坂二丁目3番6号
株式会社小松製作所
代表取締役社長 小川 啓之



